

第六十三回国会 大蔵委員会 議 録 第二十二号

昭和四十五年四月八日(水曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 金子 一平君

理事 村上信二郎君

理事 廣瀬 秀吉君

理事 奥田 敬和君

理事 佐伯 宗義君

理事 高橋清一郎君

理事 登坂重次郎君

理事 原田 憲君

理事 坊 秀男君

理事 森 美秀君

理事 吉田 実君

理事 堀 昌雄君

理事 伏木 和雄君

理事 小林 政子君

理事 藤井 勝志君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 木野 晴夫君

理事 坂元 親男君

理事 地崎宇三郎君

理事 中島源太郎君

理事 福田 繁芳君

理事 松本 十郎君

理事 吉田 重延君

理事 平林 剛君

理事 貝沼 次郎君

理事 二見 伸明君

出席政府委員

大蔵 大臣 福田 起夫君

内閣法制局次長 吉國 一郎君

内閣法制局第三部長 荒井 勇君

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省主税局長 細見 卓君

大蔵省関税局長 上林 英男君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

大蔵省畜産局長 太田 康二君

農林省畜産局長 荒勝 巖君

農林省蚕糸園芸局長 巖君

委員外の出席者

国稅庁直稅部長 佐藤 健司君

通商産業大臣官房審議官 室谷 文司君

通商産業省通商局國際經濟部通商關稅課長 山口 和男君

中小企業庁計画部長 齋藤 太一君

大蔵委員会調査室長 末松 經正君

本日の會議に付した案件

物品稅法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

所得稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

法人稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

○毛利委員長 これより會議を開きます。

物品稅法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、關稅定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。堀田雄君。

○堀委員 きのうの続きの部分をやりたいと思っておりますが、農林省畜産局長がまだ入っておりませんから、その他の案件を先にやってからきのうの続きをやっていくことにしたいと思ひます。

そこで、ちよつと最初にお伺いをしますが、今度小型乗用車の關稅の引き下げをすることになっておりますけれども、この小型乗用車のいまのKRによる最終稅率というのは一体幾らになりますか。○上林政府委員 小型乗用自動車の最終關稅稅率

は三〇%でございます。

○堀委員 それでは、今度二〇%になるのじゃないですか。

○上林政府委員 今回御審議をお願いしております稅率といたしましては、小型乗用車につきましては二〇%に引き下げるようお願いを申し上げておるわけでございます。

なお、御存じかと思ひますが、小型乗用車の關稅率につきましては経緯がございます。ケネディラウンドの際に、その当時の小型乗用車の基本稅率が四〇%でございましたが、これはイタリアとの交渉の際に、イタリアの自由化との關係もございまして、イタリアが一定の計画を持って自由化を進めてまいります場合には二〇%にしますという約束もございました。しかし、その後そのイタリアの自由化の約束が得られませんでしたので、その場合にはKRのときに三〇%にとどめるといふことになっておりまして、その三〇%にとどめるといふことが発効をいたしましたわけでございます。そういう経緯もあるわけでございます。

○堀委員 その経緯はともかく、KRの最終が三〇%なのに今度二〇%になったというのは、ではどういふことですか。

○上林政府委員 一つには、わが國の最近におきます自動車生産台數も非常に増加をいたしてまいりました。また、欧米諸國に對します輸出も非常に大きな勢いで増加をしておりますわけでございます。いわば自動車の國際競争力も相當高まつてきたと言ひ得ると思ひますのでございまして、それに伴ひまして、欧州諸國におきましては、ことに日本の關稅がいま申しましたような小型自動車につきましては高い。ヨーロッパ諸國でございまして、KR最終稅率は大体一%程度、アメリカにおきましては三%というような低い稅率でございまして、そういうような状況でもございまして、日本の自動車の國際競争力からいふと、

あまりにも日本の小型乗用車の關稅率は高過ぎるのではないかと、そういうような空氣、ことにいま伸びつつあります日本の輸出にも悪影響を及ぼしかねないというような空氣も出てまいつたわけでございます。

そういうような観点にかんがみまして、この際、小型乗用車の國際競争力等を考えますと、その關稅率を引き下げることにしまして、ある意味では輸出環境も整備していくことが相当ではなからうか、こういう意味で關稅率を二〇%に引き下げることを御審議願つておるわけであります。

○堀委員 主税局長、入つていただけますか。——いま自動車關稅をやつておるのですが、最近の、自動車の物品稅の課稅対象になる製造業者の小型自動車の價格というのは、大体幾らですか。

○細見政府委員 手元に資料を持っておりますので、正確なことは調べてからお答えいたしたいと思ひますが、價格は大体横ばい程度である。新しい車がマスプロになってきて、少しづつは上がつておりますが、大体横ばい程度の課稅價格になつておると思ひます。

○堀委員 それでは質問のあれにならないわけなんです。要するに私が聞きたいのは、昨日でしたか、この前物品稅のところでは幾らでしたか、自動車價格というものは國內の販売價格の二分の一以下で実は輸出をされておる。そうすると、物品稅の場合は大体二分の一以下の價格に對して課稅がされておるんじゃないだろうか、こう思ひますから、そのところは一体どのくらいかということとをちよつと聞ひたいんです。

○細見政府委員 ブルーバードで見ても、五十二万五千円が國內生産價格になつております。

○堀委員 そこで実は私は、その自動車の問題について、外國に輸出が半額でできるのに國內で倍で売つておるといふことは、自動車の場合には國

内の消費者は非常に高い自動車を買わされておるというところはもう間違いない事実だと思つておるわけですね。そうすると、なぜ自動車が高いかといへば、やはり国際的な競争を関税その他によつて遮断しておることに一つ大きな問題がある、私はこういう考え方に立つておるものであります。今日これだけの自動車が生産され、特にその主たるものは日本の場合はほとんど小型乗用車でありまして、この小型乗用車の競争力というのは、今日世界では問題にならぬほど強くなつておる。自動車メーカーのほうでは盛んに資本の自由化についても抵抗しておるけれども、私はやはりこの際せめて、今度は二〇%でありまして、競争ができるような条件にすることなくしては、日本の自動車界が外に出ていく場合になおかつ二〇%というものは少し高過ぎるんじゃないだろうか、こういう実は判断に立つておるわけであり

ます。

大型車の場合は、KRの最終は一七・五だと思ふのだが、現在は幾らですか。

○上林政府委員 だいたい仰せになりましたように、KRの最終税率は一七・五%でございます。し、現行の実効税率も最終税率に繰り上げましたので、一七・五%でございます。

○堀委員 日本の場合は、大型車というのは生産上非常に例外になつておるわけであつて、ほとんど主力は小型である。だから大型車の方は競争力がないにもかかわらず一七・五%にしておるというところは、まずとりあえず次の段階では小型もアメリカの場合には大型、小型の変わりなくKR最終が三〇%になつておるわけでもありませんから、とりあえず一七・五%にし、将来的には一%程度くらいまで持つていくことは、これは関税の競争力のある商品に対するあり方ではないか、私はこういうふうに考えますが、政務次官、この方向についてはどうですか。

○中川政府委員 言われるごとく、論理的に正し

いわけでございます。やはり外国からも入れやすくすること、そのかわりこつちからも出ていくという競争力をつけて健全な発展をしていくということは当然のことであると思ひます。一ぺんにそこまで持つていくのかどうか、国際環境その他を見つ、そういう方向に努力していくべきだと思ふのであります。

○堀委員 もちろん、今度二〇%に一挙に下げたわけですから、いまだ大幅に下げることは困難でありまして、少なくとも来年なり再来年は一七・五%、次は一五%、逐次相対的な関係を含めて下げていくべきではないか。そのことが国内の消費者もよりよきものをより安く購入できて、そのことがまた裏返せば自動車産業の発達にもつながる、私はこう思ひますので、この点はひとつ特に配慮しておいてもらいたいと思ひます。

その次に、畜産局長が入られたからちよつと畜産局長に伺ひますが、昨日ちよつと法制上の問題から先にやつたわけですが、政策問題として、実は豚の問題でありますけれども、輸入をして関税がかつてからそれが市場に出るまで、実際に取引をされるまでの間の時間というのは平均的にはどのくらいですか。

○太田政府委員 従来の例でございますと、御承知のとおり安定上位価格より騰貴した場合に初めて減免措置が講ぜられることになつておりまして、いままでの例でございますと、実は騰貴して実際に手続を始めて入ってくるまでに大体五十日ぐらひかかつておるような例があるわけでございます。

○堀委員 いや、私が言うのはその手続ではなくて、手続は今度早くできることになつたわけですね。だけれども、手続が早くなつていても、こえなければ発動しないわけでしょうね。ですから、発動する、要するに入関をしてそれが市場に出るまでの大体の時間というのは平均的にはどのくらいですか。

○太田政府委員 こちらに入りましてから市場に上場するのは、それはそんなたいして時間はかか

らないと思ひます。

○堀委員 いや、たいした時間というのでは困るんですよ。三日かかるとか一週間かかるとか一日で出るとか、いろいろあると思ふのですが、どのくらいですか。

○太田政府委員 実は実際をよく存じてないので、大体一週間もあれば必ずそれは市場に仕向するというふうに思ひます。

○堀委員 過去に、いまの五十日かかつていたのではなかなか実際には使えなかつたのかも知れませんが、実際に過去に発動した場合にはどのくらいかかつてたかというデータも実はいままだないわけですね。手元に持つておられないわけですね。

豚の価格というのは、上がりかかるとかなりこの一本調子でいつも上がつておるようになつておるんですが、いまの上がり方というのは、いま安定価格が四百二十二円ですね。四百二十二円で問題になつておるのは、一〇%だから実は四百二十二円なんですよ。だから四百二十二円の値幅といふものは、過去の、豚肉がその四百二十二円をこえるところあたりからこの上昇のスピードといふものは、これはかりにそこからは一割上るためには何日間くらい過去の例ではかかつておるのでしょうか。これはデータがあるかどうかと思ふのです。

○太田政府委員 大体われわれの経験値では、二十円から三十円ぐらひの幅で動くということでございます。

○堀委員 いまの話で、大体そういうときの値幅が、動くのは二十円から三十円幅くらいです。すつと動いていくということですね。そうすると、私がきのう議論しておるように、実は値幅の最大限が一〇%で四十二円なんだから、もうこまかく一円刻みで動かす必要は大体ない。実際は一週間のタイムラグがあることだしするから、ここではもうちょっと大幅な動き方で十分対応できるのではないかと、こう思ひますが、畜産局のほうはどうですか。

○太田政府委員 理論的におっしゃいますと、先生の言うようなこともよくわれわれもわかるわけ

でございますが、この問題が出てまいりました背景は、先生も十分御承知だろうと思ひますが、われわれとしてとにかく安定上位価格といふものを消費者保護のために実は設けておるわけでございます。これをめどに輸入ということで、原則は国内自給ということでございますが、需給不均衡で価格が安定上位価格を騰貴いたしましたときには、何としても消費者物価対策上、輸入によつて補わざるを得ない。事業団の手持ち在庫がある場合はよろしいわけでございますが、これは御承知のように安定基準価格を割つた場合に事業団が買入れ入れます。いわば偶発的在庫でございまして、在庫がなくなつてしまつておかつ安定上位価格をこえております場合には、輸入によつてその価格を安定上位価格内におさめざるを得ないというのが

実態でございます。

○堀委員 しかし、いまあなたのお話しのよう

に、御売り価格が四百円のものが一円刻みで動く

と私は思ひます。二十円なり三十円なりの幅で動くわけですから、それが二十円なり三十円なりで動くということがはつきりわかつておるならば、最大限四百二十円ですから一〇%で四十二円、値幅は最低三十円にしましよ、二十円で動いたというなら――実際は私がきのう言つたように、五%と一〇%があつて、それはいきなり上がつてきたからまた上がる。五%を発動し、その次は一〇%、要するにゼロにするということ、私は実際は、理論的ではなくて実際に対応できる問題ではないのか、第一点がそれです。

それと、こまかく動かすといつても実際には動か

が、わずか四十二円の幅の実態という場合に、これが時々刻々動くようなものの価格ならともかくも、時々刻々動くのではなくて、やはりある幅で段階的に動く卸売り価格ですから、当然そうなるのが本来の性格でもありますし、タイムラグがいまのお話では少なくとも入関してから市場に出るまで一週間あるというのです。それがその次の日にはもう市場に出るというのなら話は別ですが、その間のタイムラグを見るならば、ある程度の幅の動きをしておかなければ、おそらく入関をした日の価格で見るとすれば、その日におけるいまの安定帯の価格を上回った額というので見るのならば、実際に発動できるのはそんなこまかい発動ではなくて、やはり五%から一〇%発動する以外にはないし、もっと上昇してきたら一〇%全部飛ばしたってまだだめだと思ふのです。大体これは関税の幅が小さいから、三〇%くらいならこれで関税は有効にきくけれども、わずか四十二円しかないなら、出しても一挙にこえてしまふからそれはどの大きなメリットは実際にあるわけでもない。幅が小さいからというこゝろ、まず政策的な問題の背景から見て一〇%、五%刻みにしたって何ら実態の運営上に支障はない、私はこう判断しますが、畜産局長の考えは何か五%と一〇%あるいは三段階くらいに限った場合には重大な支障が積極的にあるかどうか、あなたのほうからちょっと答えてください。

○太田政府委員 御承知のとおり、政府が豚肉につきましては安定上位価格と安定下位価格を定めておるわけでありまして、安定上位価格を守るといふのがこの制度のやはり根幹にもなっているわけでございますから、われわれはそれを目標にして、関税の問題なんかも含めて考えておる、こういうことでございます。

○堀委員 それならそれはわかりました。しかしその安定上位価格を守るためには、いまの一〇%、五%刻みでは具体的には守られないということはないというの、私がいまあなたとこういう議論をした結果あらわれているわけですね。実態上あ

まり不都合はない。それがもし多少あるのならば三段階に、一〇%、七%、四%というふうでもいいでしょう。要するにそういう税率の刻みがあることが上位安定価格を維持することに非常に障害になるというおそれは実態上にはないということ、私はいまの話の経過の中で大体確認したわけです。値段の動く幅が大体二十円から三十円、二十円としたところで、いまの五%が大体一ぺんに動く、そういう背景があるのに、何もつれて徐々に動くんだったら、こういうものの考え方は必要がない。要するに上位安定価格を守ることについて、はそれでいいけれども、そのためにここに固定税率を設けてはならぬという、要するに運用上、固定税率を設けることは運用にきわめて障害があるという問題がないということが実は明らかになったと思う。

そこで吉國法制局長に伺いたいのですけれども、いま私が議論しておる問題は、一つはそういうような法制上の問題は、実はいまのような経済的な要求に基づいてつくられた法律なんですね。これは経済的要求に基づいてつくられた法律であるけれども、その経済的な目的、本来その法律に求められておる目的が、要するに定められた税率を定めることによつても何ら支障なく目的が達せられるという場合には、税率をこゝへ書かないで自動的に動くんだという表現をとつたほうがいまの租税法定主義として好ましいか、ここに段階を二段なり三段なり設けることが、本来のこの税制をつくられた目的に対して支障なく行なえるといういまの客観的な事実の背景に立つて、この二者選択をするという場合には、私は現在の租税法定主義上支障がなければ、段階を設けておいて、その適当な段階に、行政当局が必要な範囲に応じて、安定帯に一番適当とする部分を発動する。その差額はいまのように一円刻みで動くんではないということとは畜産局長が明らかにしているわけです。二十円、三十円刻みで動くん。それならばそれで十分な処置である、私はこう考えますが、法制局のほうではどう考えますか、選択の問題だから。

○吉國(一)政府委員 いま堀委員と太田畜産局長の質疑応答をわきから拝聴しておりましたが、これは政策論といたしまして、かりに二十円刻みで豚肉の価格が騰貴するかしんかというふうな問題であると仮定いたしましたこと、そういうことで実際に問題がないというところが政策論として立証された場合には、いま堀委員の仰せられるように租税法定主義にかなうほうがむしろ立法制としても適当であると思ひます。

ただ、先ほどの質疑応答をわきから伺つておりまして、これは四十二円という関税の額の幅の中で、二十円騰貴することはあるかもしれない。したがつて、五%、一〇%の二段階にするのがいいのか、それともさらにまた細分するのがいいのかというような問題がまだ解きあかれないで残つていふんじゃないか。そういうことを考えて、二十円幅で飛ぶということが恒常的に豚肉の性質上あると言へば格別でございますけれども、そういうことがなくて、初めの日には五円騰貴して、次には二十五円騰貴したとかあるいは十五円騰貴して、その次にはまた十五円騰貴したというような場合にどういふふうに対処するかということを考えますと、現在の法律の定めるように、これはいわば一円刻みか一銭刻みかわかりませんが、その間の幅を非常にこまかく政令に委任しているというところになると思ひますが、そういう前提に立つて現在の法律は立法せられて、三十九年にこのような制が行なわれたというふうには私考えております。

○堀委員 畜産局長、いまのところが一番焦点になるようですから、豚肉の卸売り価格の実際の変化する資料を至急取り寄せて、一ぺん見せてもらいたいんですよ。あなたいまこゝで二十円ないし三十円刻みと言われたけれども、それはいま吉國さんの話ではそうならないかもしれないということなんで、実態がどうなつておるか。過去における実態が将来の推計のもとになるんだから、過去に

ないことをもつて将来起ると予測する必要はないんですから、税法の場合には、そこで過去における実態をちょっとここで具体的に明らかにしてもらいたい。

○太田政府委員 最近の動きを申し上げますと、たとえば……

○堀委員 値上りのときですよ。その四百二十円をこえるような値上りのときの実情です。

○太田政府委員 御承知のとおり四十四年度は安定上位価格は四百十円であつたわけです。そのときの実態に即して申し上げますと、十二月一日が、上肉で四百三十五円、八日が四百二十四円、十五日が四百五円……

○堀委員 ちょっと待ってください。もう一ぺん言ってください。

○太田政府委員 一週間刻みで申し上げますと、十二月一日が四百三十五円でございます。安定上位価格をこえておつたわけですね。八日が四百二十四円、それから十五日が四百五円、二十二日が四百十一円、四十五年一月に入りまして、六日が四百五円、十二日が四百……

○堀委員 いや、私は下がつておるほうを聞いていふのじゃないのです。主たる問題は上がるほうの問題があるのです。もちろん下がるときも問題はあるのですが、上がるときと下がるときで問題があるので、この十一月に四百三十五円になる前はどうかだったのでしようか。

○太田政府委員 十一月に、これで見えてまいりますと、十一月四日、四百六十五円、十日が四百五十二円、十七日が四百二十九円、二十四日が四百三十二円、こういう状況でございます。

○堀委員 いまのはまだ、十一月の四百六十五円からだから、すでにずっと下がりがきみのところですよ。いまの安定帯をこえて上がったところを知りたいのですよ。

○中川政府委員 ちょっと食い違いがあるので、いまの価格というのは入つてくるCIF価格の上がり下がりを見ないと、市場価格で課税しているわけじゃないのですから、入つてくる業者との契

約で、きょうはあの会社とはこうだという、会社によっても違うし、国によっても違う、その日によっても違うわけですから、いまの市場価格がどうなっているということとこの税金の問題とは直接関係ないので、その辺を詰めましても議論の判断にならぬのじゃなからうか、こう思うわけでございます。CIF 価格を対象にして税金をやるわけでございますから、市場価格がどうあるかということで詰めてみてもあまり、まるまる関係ないとは言いませんけれども、直接関係がないので……。

○堀委員 それじゃ、過去のC I F 価格を出してください。最近の高くなったときで、ここで発動しているんでしょう。四百六十五円にもなれば当然発動しているのだから、その当時のC I F 価格をちゃんと一ぺん出してください。それが一週間刻みでどう動いているのか。

○上林政府委員 おっしゃいますような、一週間刻みとか何とかというような数字は手元にごさいますけれども、具体的にこれを適用いたしますときには、肉の種類によりましてきまつておるわけでございますが、平均的な価格を申し上げますと、

この当時は上位安定価格は、四十三年六月から四十四年三月までは三百九十円、四十四年四月から四十四年の十二月までは四百十円の時代でございしますけれども、その時代、時期ごとに申し上げますと、たとえば肩肉は四十三年六月から四十四年三月までは三百六十八円、平均単価でございします。それから四十四年四月から四十四年十二月までは四百三十四円でございします。それから……。

○堀委員　ちよつと、いいです。いまのやつは議論の対象になるデータではないですね。いま政務次官がC I F 価格だと言われた。それはそのとおりだ。しかし私は、C I F 価格というものも、おそらくこちらのあれが上昇したときにかなり影響が、多少は需給の関係だからあるんじゃないかと思つたけれども、C I F 価格の半年や一年の平均値をいふ言つてもらつたところで、いま私が議論をしようとしておる対象の問題には関係がない。そこで、実際にはこの時期には発動しておる

でしょ。から、実際に発動した減免率というのは、
 どういうかつこうで、それで軽減税率が一体ど
 うなったのか、実際に適用した税率をここで、何
 月に幾ら入荷して、その分は幾らで、その至近の
 距離にあるやつは幾らで、どういうふうに変化し
 たのか、軽減税率の身をひとつ具体的に答えて
 ください。あまり長いチームでやっちゃだめです
 よ。いまの話は動きをあれておるのだから……。

○上林府委員 仕組み自体は、そのときのCIF価格プラス関税と上位安定価格の差額をやっておるわけでございます。それを日々あるいは週間ごとに資料を出せとおっしゃいまして、いまは手持ちの資料ございません。

ただ、これもまた御趣旨に沿わないかもしれないけれども、この制度を発動いたしましたのは、四十四年六月から昨年の十二月三十一日までの一年半にわたりまして発動いたしました。その間の実績を申し上げますと、その間に約五万四千トン

の豚肉につきまして緊急輸入をいたしまして、それにつきまして関税の減免額は約二十三億ということでございます。

○堀委員 全然答えになりません。ひとつ私がいま必要としておる資料を直ちに整理をして……この問題は、それがなければいまの吉國さんが言ったことの答えにならないわけです。その客観的事実はあるわけだから、実際に輸入したときの軽減税率が、私はそんな一%、二%、三%ということになっていないのだと思うのです。実際にかんりの幅で動いていなかったら実態は処置がし

得ていないと思うのです。実際にどういうふうな軽減税率が使われたかはあなたのほうの入関の手続の中に明らかになっているわけであります。それがなっていないければ軽減税率を適用することはできないのだから……。

○中川政府委員 補足するようですが、これは密ではなくして、定額になるわけですね。四百四十
二円に落ちつく、その上回った分を四十二円の密
囲内で取る。これは四十二円取ってしまえばあと
はゼロ%ですから、引きようがないわけです。

すなわち四百六十二円が最高限度で、四百六十二円との間にいろいろな価格が、いろいろな国と、いろいろな会社とあるわけですから、その出た分だけを取っておるのであって、それが何%か、逆算しなければ出てこない、こういう性質のものであると思うのです。

○堀委員 関税込率法には、なるほど金額で書いてあるものが確かにあります。何トンに対して幾ら、何キログラムに対して幾らと書いてあるものもあります。豚肉については関税込率法は一〇％ときめてあるわけです。だから、その適用は明らかにパーセンテージで行なわれなければおかしいのですよ。それは端数があるうとなかろうと、これはパーセンテージでなければあとは金額だというわけにはいきません。

○中川政府委員　それに似た税率のかけ方としてトウモロコシの場合があるわけです。八円六十銭までは定額で取るわけですが、それから三十円四角を――安くなった場合には一つの方程式をかけた、これは額でもないし率でもない、もちろん率で

ではないわけです。こういう方法で取れという御承知の方法もとるわけです。ですからこれをとりますと金額が出てきて、逆算してこれは何%ということを計算しなければわからないという性質のものもあるわけです。

○堀委員　いまのトウモロコシのやつを、ちよつとそこで法律をこまかく言つてください。それ以外の、ある一つのルールに基づいてやると法律には書いてあるのでしょうか。ここには書いてないのですよ。ただ軽減すると書いてある。一〇％上がつて軽減

すると、いうなら、軽減は率でなければできぬように、かつてに金類でやってよろしいということになつていないのです。いまのトウモロコシについては、ルールが、法律が定める額に基づいてやるのだから、それはそれでかつとも問題はないのです。

○上林政府委員 おっしゃいますとおり、トウモロコシの場合にはスライド関税になっておりますので、ここで御審議を願っておりますのは、そのCIF価格によりまして課税額自体が変わって

まいるシステムになっております。ただし、確かにその場合は法律に明示してございます。ただ先ほどのお話でございしますけれども、豚肉の関税は一〇%でございします。ただしこういう要件を備えた場合には減免できる、こういうことになっておりまして減免をしておるわけでございします。その減免の額が輸入価格に応じましてきめられておるわけでございしますので、一〇%の税率を幾らまける、その額の結果、差し引きの額が課税される、結果的にはおっしゃるように金額の課税がされる、こういうかっこうになっていくわけでございします。

も、手元にございます資料自体といたしましては、その中から御参考になる資料があると思ひますので申し上げるのをございます。先ほど申し上げました五万四千トンの豚肉の緊急輸入のうち、全部まけた例が五万三千トンございます。したがって大部分が一〇%まけた、あと千四百トンくらいものが軽減措置の適用を受けた、こういう資料がございます。

○堀委員 吉國さん、いまの答弁ではつきりしてきたことは、要するに五万三千トン近くですか、軽減したけれども、それだけは一〇％だったので、すよ。いま私が議論しておる問題は、残っておるわずかのものが問題なのだけれども、私は、いまのいろいろな情勢から見て特に上がるのを防ぎたいということですから、上がるのを防ぎたいというときに、一週間出荷までに時間がかかるとうきに、その一週間前のCIF価格でそこできめる

それが、一になつてゐるということば、上かゝつていくときには、それが市場に出るときには、もう安定帯をこえたと同じような結果になつてくるのではないか、實際問題としては私はこう思うのですよ。だからそういうときには少し安い目のものを入れてやつて、そのことがいまの上昇にブレーキをかける、それが緊急輸入の政策的目的なので安定帯そのままにしておいたことが一番いいんだということに、私は政策的には実はなつていない

と思う。わずかな料金で——それはあまりこまかいことを言う必要はないかもしれないけれども、いまのいろいろな話の結果から見ると、大体五万三千トン余りが一〇%になるということ、現在すでに海外の肉の値段が高いということなどは、そろへ来ているのです。だから全部ぶつばなしでなおかつ安定帯をこえていたというのです。この五万三千トン余りのものは実際にはこえていないんです。そうでしょう、畜産局長。

○太田政府委員 ちょうどわが国もビッグサイクルにごさいます。いま関税局長がおっしゃいましたように四十四年から四十五年に非常に上昇したわけでありまして、たまたま輸入ソースが大体アメリカ、それから台湾、韓国に限られていて、アメリカが一番輸出力があるのがあります。たまたまビッグサイクルの時期にも遭遇いたしておりました。いま先生御指摘のように、必ずしもそう安い値段で買付けがでなかつたというので、安定上位価格にまで到達するのにはかなり時間がかかった。実際の実勢価格は安定帯価格をこえて騰貴していた状態が続いた、こういう実態でございます。

○堀委員 ですから吉國さん、政策的な問題としては、ほかとの関係で見ましてもあまり大きな問題は実はないのではないかとおもうのです。だから私は、たとえ軽減を二・五%刻みにするか、幾らでもいいのですけれども、要するに対応できる範囲に区切ることはいいのいろいろな議論の結果から見ても支障はないと思うのです。だからそういう支障がないのなら——いまのこれが違法だとは言いませんよ、違法だとは言わないけれども、憲法の定める租税法主義に見合う制度をとって、なおかつそれが実際の運用上あまり瑕疵がないというのであれば、やはりそれを選択することのほうが望ましい。これは議論の問題ですから、だからいますぐそうしろというのではないけれども、今後のいろいろな軽減税率の問題を考えるとときには、やはりもの考え方としては租税法

主義という考え方を確立した上で、なおかつそれに基づくときは非常に重大な支障があるということが明らかになる場合には、これは私も考えざるを得ないと思うのですけれども、どうもこの豚肉問題については、今日までの議論の中では、私はこの二・五%刻みの税率を一応書いておいて、そしてそれを適宜にどの税率かを発動することが重大な支障があるとは考えられないので、私は昨日以来、要するに租税法主義の原則というものはやはりできるだけ守られるべきであるという議論は実はしてきたわけです。だからその場合に、いままでの議論の経過から見れば次長はどういうふうな判断されるか。いますぐ違法という話をしていてののではないのですから、より適当かどうかという程度の話をしているのですから、それについて一つの判断を伺いたい。

○吉國(一)政府委員 ただいまのお話しのように、租税法主義の精神をできるだけ貫くようにという御趣旨はまことにそのとおりだと思えます。租税法主義の精神により近づけるような法制が可能場合にはその法制をとるべきだ、それはもちろん当然だと思えます。

○堀委員 以上で一応この問題は終わります。ひとつどうか関税当局も、要するにもの考え方として、税率を書いても著しい支障のない場合には、今後軽減税率の問題についてもつとめて税率を書いて、その適用については、その情勢によって行政当局にまかすということについて私も異論はないのですけれども、そういう考え方ひとつ問題の処理をしてもらいたいということを要望しておきます。

関税税率の最後の問題は、実は生糸の問題をちよつとやりたいと思うのです。実は関税税率の最後に少し議論をしておきたいことは、御承知の中国貿易との関係におけるKRの取り扱い上の問題であります。私もKRができましたときに、中国との貿易について協定国並みに、あまり差別の取り扱いをしないようにしてもらいたいというところを伺うか述べてまいりましたし、そのことを政

府も受けられて、今日まで中国貿易の問題についてはたいへん努力をされて、望ましいような形になってきておられるわけでありましても、まだあと実は少し残存しておる品目があるわけでありまして、そこでの残存品目は一体昨年度の輸入でどのくらいの額になっておるか。言うなれば差別が残されておるものの輸入量は昨年一体どのくらいになっておるのか、金額でわかれれば金額で答えてください。

○上林政府委員 四十三年実績につきまして申し上げますと、中共からの輸入品の品目数が五百八十五でございます。それから輸入金額は八百六億円でございまして、そのうち格差の解消がしてございませぬものが十九品目ございまして、五十八億円でございまして、品目の場合が三・二%、金額で申し上げますと七・二%が格差未解消の状態でございます。

○堀委員 いまの十九品目、価格で五十八億でございます。この中の生糸は一体価格で幾らになりましたか。

○上林政府委員 生糸につきましては、四十三年の中共からの輸入額は二十八億八千六百万円でございまして、

○堀委員 いまの二十八億というのは、いまの五十八億に見合う額ですか。

○上林政府委員 さようでございまして。

○堀委員 そうすると、このあと残存十九品目が国内産業との関係でいろいろ問題があるのだからと思うのですが、これはいづれもそういうことだけが理由になっておるのでしょうか。十九品目について、国内産業保護というほかに何か理由があるものがあるのでしょうか。

○上林政府委員 おっしゃいますように、国内産業上の問題でこれを格差未解消のままに残しているわけでございます。御存じのように、中共の生糸は、これはわが国に次ぎます生糸の生産国でございまして、またその産品の価格も非常に安うございまして、内外の価格差から申しまして、過

去の平均を見てみますと、韓国の場合は一・一%程度でございますけれども、中共からの産品は二・四・五%というような、非常に安い競争力を持った産品でもございまして、ただいまの日本の生糸の現状から見ますと、KR税率を均てんさしていきまするにつかましては相当の支障が考えられるということもございまして、そういう観点からこのような状態になっておるわけでございます。

○堀委員 いまのその中共向けの場合は、そうすると生糸の場合は基本税率で一・五%ですか。

○上林政府委員 さようでございまして。

○堀委員 KRだと最終で七・五%まで下がる、こういうことになるわけですね。そこで、蚕糸局長にお伺いをいたしますが、韓国産の生糸のCIF価格といいますが、これは最近は大抵、品種によるのでしうから、どこか一つの品種をきめていただいて、一俵当たりとか、何かスタンダードで、これを韓国、国産それから中国といふことでちよつとお答えをいただきたいのですけれども、私はいまの問題で、韓国の生糸の値段がはたしてこの七・五%のようなKR最終税率になって、日本の国産の生糸はどうなるのか、その関係を少し最初にお伺いしたいと思います。

○荒勝政府委員 お答えいたします。原則的に申し上げますと、過去の例で例をとりますと、中共産のほうが韓国の生糸よりもやはり若干安くなっております。具体的に数字で御返事申し上げますと、たとえば、関税とか諸掛かりを全然入れずにCIF価格だけで年平均にとりましますと、生糸二十一中の二A格を一応標準的なものとしてとりましますと、中共生糸は、四十一年で四千七百七十七円、四十二年の平均で五千六十六円、四十三年で五千五百八十一円、四十四年で五千三百八十六円というふうになっております。それに対比いたしまして韓国の生糸は、四十一年が五千三百三十五円、四十二年が五千九百六十二円、四十三年が六千五百五十二円、四十四年が五千六百三十五円というふうに、若干高くなつて

どうかは別としても、ある時期にはそういう韓国製品の価格等をもにらみながら、やはり私は中国の問題も、一五%をあと七・五%にするのはそんな大きな関税の幅でもないと思うものですから、ここらも検討の余地がある、こういうふうに見えるのです。今後の問題の方向として、今後中国貿易をできるだけ広げていくためには、やはりそういう差別をしないということが、これは品目上の問題だけではなくて、中国貿易拡大に非常に役に立つ重要な問題だと思ふので、その点についての政務次官の判断を承りたいと思います。

○中川政府委員 日本の農業が持つ特色として、生糸もその代表的なものです。外国に比べて非常に割が高である。外国に比べて割り安なものあげるといったらあげられないくらい、みなそれぞれ悩みを持っているわけです。

そこで、生糸の御意見であります。国内産業との競争において、品質あるいは利用面からいってそれほど競争はないではないかという御意見であります。この辺はもう少し詰めてみなければわからぬことじゃないか。御意見のように国内ものと競争がないということがはつきりしてくるならば、当然意地悪的なことをやる必要はないのではないかと、そういう方向に持っていくべきだろう。ただ中国には非常に潜在能力というか、生糸についてはたいへんなあれを持っており、国内保護が買けるならばそういう方向に持っていくことはやぶさかでないであろう、このように思っています。

○堀委員 蚕糸局の資料を拝見しますと、中国の生糸は昭和四十四年中に一万八千二百七十三コリ入っており、去年は、しかしそれは、見ますと非常に品目についてばらつきがあるわけですね。おそらくこのことは、いま確かに中国の生糸生産に潜在力があるということなんだろうが、非常に生産そのものが、地域なり置かれておる情勢、非常に大きな国だから、そこでこういう非常に大きなばらつきがあつて、十四デニールがあり、二

十一から二十八デニール、もうずっと太い糸まで非常にばらつきがたくさんある製品の輸入に実はなっているわけですね。韓国の場合はこれに比べるとぐんと実は幅が狭いんですね。韓国の輸入が一六六千九百四十八コリということになっていて、韓国と中国の輸入の状態を見ると、韓国産のものといえどもさっきの価格から見れば国産品との間にはだいぶ価格差がある。そのほうは七・五%で中国だけの分は一五%でなければならぬという問題はやはりちよつと問題がある。そういうやり方をすることは、要するに韓国だから特別の処置をしておるといふふうに理解をされる。これが同じなら問題ないですよ。韓国も一五%中国も一五%なら、国内産業保護という観点だけからこの問題が処理できる。他の品目については協定国並みにしておるんだから、ここまで協定国並みの品目をふやしてきた今日、そういう客観的な諸情勢をにらみ合せてみると、ただ単に国内産業保護という問題だけではない感じが残るから、その点について、もし重要な支障が残れば、できるだけすみやかにこのような差別を撤廃するといふことは、私はやはり中国問題の前進につながるのではないかと、こう考えておるわけです。それは客観的ないろいろな問題があるわけですよ。ありまして、少くとも今日のこれらのデータを示しておくと、いまの蚕糸局なり通産省が答えておることを見ますれば、私はそろそろこの問題も具体的な課題にしていい時期が来るのではないかと、こう思いますので、その点はひとつ、今回もすでに中国向けについては改善がされておりますから、こうだと思ふのですが、来年度、より前向きに、生糸の問題を含めて、あとこのまかい品目については取り上げるほどの時間もありませんが、善処を特に要望しておきたいと思ひます。政務次官いかがでしょう。

○中川政府委員 お説のとおり私も考えます。決して意地悪じゃなくて、ことしも御指摘のとおりかなり幅を広げてまいりました。今後国内産業ということに頭を向けつつ、前向きで検討してま

いりたいと思ひます。

○毛利委員 長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。午後一時三十分再開することとして、暫時休憩いたします。

午後一時五十二分休憩

午後一時五十六分開議

○毛利委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。堀委員。

○堀委員 今回の所得税法の改正につきまして、ここに提出されておりますものは減税の法案でありますから、出されておりますもの自体の中に必ずしも大きい問題があるわけじゃありませんが、その背景になっておる問題の中で少し問題を取り上げて大臣の所信を伺いたい、こう考えるわけでありまして。

そこで、まず一番重要な現在の経済上の問題は、何と申しましても物価が異常に上昇をしておるといふ問題であります。昭和四十四年度は大体六%程度の物価上昇に相なつたといふふうに思うのでありますけれども、この六%というふうな異常な物価上昇が所得の実質的な増加をはばんでおるといふことも、これは大臣も十分御承知いただけることだと思ふのであります。

そこで、いま所得税の税収見積もりを主税当局がしておりますのを見ますと、給与の伸びを一四%と実は見込んでおるわけでありまして。ところが物価の上昇が六%あるといふことは、実質給与の伸びは七・五四%しかないといふのが現実の姿になっております。ところが一人当たりの課税額を見てみますと、昭和四十四年度は四万九千五百円で、これが昭和四十五年度には五万四千六百円とい

いうことになりました。この一人当たりの課税額の伸び率というのは実に一〇・三%に達しているのではありません。こう見ますと、実は実質給与の伸びが七・五%しかない、そのときに税のほうは一〇・三%も増加をしておる。これはもちろん現在の税の弾性値が累進税率のもとにはほぼ二に近いような形になっておるところに問題があるわけではありますけれども、この案から見ると、実はこの物価上昇といふものを十分に吸収し得ない現在の減税の姿というのがはつきりしておるのではないかと、こういうふうに考えるわけでありまして。

そこで、最初にちよつと事務当局にお伺いをいたしますが、昭和四十五年度において、この物価調整のために必要な減税分というものの金額は、理論的には大体幾らになるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○堀委員 消費者物価が経済見通しに述べられておりますとおり四・八%の値上がりであるといひますと、約五百三十億くらいになろうかと思ひます。

○堀委員 もちろん四・八%というのはいまの経済見通しのあれであります。かりにこれが四十四年度と同じように六%上がったとしたらどのくらいになりますか。

○堀委員 非常に仮の数字でございますので、一応の数字としてお聞き取り願いたいと思ひますが、七百二十億程度ではなからうかと思ひます。

○堀委員 この七百二十億というのは、平年度ベース七百二十億ですか、初年度ベース七百二十億ですか。

○堀委員 初年度ベースでございます。

○堀委員 そうしますと、昭和四十五年度の初年度ベースの所得税の減税は二千四百六十一億ですね。ですから、ここから七百二十億が落ちるとすれば、大体実質千七百億程度の減税が行なわれた。物価が六%になるかどうかは今後の問題であります。もう最近の情勢から見ると、まず六%程度は昭和四十五年度も避けられないのではないかと

う判断を私はしておるわけであります。その限りでは、実は本年度の自然増収の大きさから見る、やはり私は、所得税減税がもう少し行ない得るのではないのか。特に昨年度の場合、一昨日も春日さんが尋ねていたわけでありましたが、補正財源に含んだ昭和四十四年度の自然増収と、あとでさらに国債償還に充てるものを合わせれば、約二千四百億程度の予算後の自然増収があったということになりますと、それでは昭和四十五年度に予算後の自然増収が一体どれだけ出るかは、今後の経済の推移によらなければなりませんけれども、どうも私は今年度も最低千五百億円から二千億円内外というところは狂わないのではないかと、こういう判断をしておるわけであります。

そこで大臣にお伺いしたいのであります。補正後に出来たあとの三百数十億円というものは、結果としては国債償還に充てられるというのが最近の例年の傾向であります。昭和四十五年度の場合には、当初の国債依存率も非常に低くなつておる関係からすれば、予算後における自然増収の使途については、いまのような物価上昇等ならみ合わせるならば、国債の償還ではなくて、なおその一部を減税に振り向けることも可能なのではないか、私はこういう感じがしておるわけでありまして、もちろん国債を償還することも意味がありますが、同時に、やはり物価上昇との関係から見て、私がこれから述べます、われわれの提案のいろいろな財源として、場合によつては年度内にも、財源がある場合には考慮の余地もあるのではないかと、このあたりが、これは先のことです。一般論、原則論的に、これは先のことです。出てみなければわかりませんけれども、予算後の自然増収が千五百億ないし二千億内外あった場合には、その一部をもつて充てられるという配慮も必要ではないかと思ひますが、大臣、その点はいかがですか。

○福田国務大臣 きこのう主税局長から御報告申し上げましたように、これは三百億程度の自然増収があるかと思ひます。それは歳出の節約、不

用額、そういうことを考えております。さらにそれとあわせて、いま国債の発行額が、未発行のまま残つておるのが三百八十億くらいあります。その発行を取りやめるといふようにいたしたいと思ひます。

それから、昭和四十五年度にかりに自然増収があるというふうな事態になりましたらどうなるか。私は昭和四十五年度という年は非常に見通しがむずかしいので、おそらく法人税なんかにはさう前途楽観を許さざるものがあるのではなからうか、そういうふうに見ておるわけであります。仮定の議論として、かりに自然増収が出てきたらどうするかという点になりますと、これも何としまして国債の発行額を減らしたいものだ。つまり、いま財政全体として、所得配分ということもあり、これを旨として考えなければならぬ、そういう時期でありますので、何とかして国債の発行を取りやめるといふことに充てたい、原則論としては、そう考へておるわけであります。

○堀委員 いまの総需要抑制という問題から見て、国債の償還とおつしやうなものです。その場合に、所得税の減税にもし回らなければ、それが直ちに消費に回ると考へるのは、私は必ずしも適切ではないのではないかと、このあたりが、これは先のことです。一般論、原則論的に、これは先のことです。出てみなければわかりませんけれども、予算後の自然増収が千五百億ないし二千億内外あった場合には、その一部をもつて充てられるという配慮も必要ではないかと思ひますが、大臣、その点はいかがですか。

○堀委員 いまの総需要抑制という問題から見て、国債の償還とおつしやうなものです。その場合に、所得税の減税にもし回らなければ、それが直ちに消費に回ると考へるのは、私は必ずしも適切ではないのではないかと、このあたりが、これは先のことです。一般論、原則論的に、これは先のことです。出てみなければわかりませんけれども、予算後の自然増収が千五百億ないし二千億内外あった場合には、その一部をもつて充てられるという配慮も必要ではないかと思ひますが、大臣、その点はいかがですか。

おる際には、実は逆の効果になつていくことは間違いない。それは、それだけ設備資金等をゆるめるといふことになりかねないというふうに思ひます。それから、総需要の観点からだけ見ますと、国債を償還することのほうは所得税の減税よりは、総需要の抑制に効果があるかどうかという点については、多少問題がある。もちろん日本銀行がオペレーションで吸い上げたりいろいろしますから、まるまるその問題がそうなるとは限りませんが、それだけ市中に残るわけでありまして、その点は減税をしたものがどれだけ貯蓄に回るかということの関連において見なければならぬ。けれども、経済効果としては、いまおつしやうなように、国債の償還のほうが総需要の抑制に効果的であるかどうかという点には、やや疑問があると思ひます。

それは、それまででいいまして、そこで私がこれから申し上げたいことは、実は課税最低限をすつと調べてみますと、昭和四十五年度には、初年度分と昨年とを比べてみますと、独身者の場合は課税最低限が九千八百六十三円引き上げられて、その引き上げ幅は二・九九%にしか当たらなせん。夫婦二人の場合は、課税最低限が一万九千六百五十七円引き上げられて、この比率は三・五七%になります。夫婦と子供一人になると、課税最低限の動きは三万四千六百二十一円引き上げられて、その比率は五・〇八%であります。夫婦、子二人になると五万八千五百八十六円引き上げられて、その比率は七・二五%です。これが実は一番大きい比率になるわけであります。夫婦三人になると、引き上げ幅は六万六千五百六十七円ありますが、しかし相対的の引き上げ率が七・一%ということで、実は四人家族のところは、今度の課税最低限の引き上げ率は最高になるのであります。

そこで、これをすつと見て感じるものでありますけれども、どうも最近の傾向は、実は大体一万円程度の基礎控除分だけしか独身者の減税にはは

ね返らない。その他は、配偶者控除なり扶養者控除はかなり大幅に引き上げられておりますから、家族を構成しておるものは減税の恩恵が相当にあるわけでありまして、独身者の場合には基礎控除の一万円しかないというのが現在の姿ではないかと思ひます。ところが、主税局長の資料によりますと、有配偶者の割合といふものを示しておりますけれども、それで見ますと、昭和四十五年度は三九%が有配偶者だとなつております。裏返せば六一%は独身者だということですね。そうすると、国の税収の六割を負担しておるものが原則的には、もちろんこの配偶者のない人の中には扶養家族のある者があつて、それが、それが一体どれだけの割合であつて、そのうちのかんりの有扶養者でないもの、単身の独身者については、わずか一万円しかこの際所得税の減税が行なわれてないというところは、私は、減税全体の面から見て少しバランスを失しておるのではないかと、このあたりが、これは先のことです。一般論、原則論的に、これは先のことです。出てみなければわかりませんけれども、予算後の自然増収が千五百億ないし二千億内外あった場合には、その一部をもつて充てられるという配慮も必要ではないかと思ひますが、大臣、その点はいかがですか。

○堀委員 いまの数字を細分してどう振り分けるかという点は、実はたいへん困難なことであります。別の表で、扶養親族がゼロの人というものが統計であるわけでありまして、これはまさに文字どおりの独身者であると思ひます。このほうは五三・六%、人員で千二百七十六万というところで、いまおつしやうな七〇%近い数字とは若干少なくなつておるようであります。

○堀委員 いまの答弁によりますと、昭和四十五年度に大蔵省の見込んだ配偶者のない者六一%のうち約五三%というのとはほんとうの単身者だ。要するに納税者の半分というのとは、実はことしの税制の中ではわずかに一万円の基礎控除の恩恵に浴したただけだということ、この事実からはつきり明らかになつてきたと思ひます。

そこで、私は、まず税というのは何と申ししましても公平の原則というものが非常に重要ではないか、こういう考えを持っておられるわけでありますが、その際、納税者の半ばを上回るものは一万円しか減税をされてはいない。そうすると、千二百七十六万が五三・六％ですから、これが一万円の減税というに幾らになりますか。

○細見政府委員 税率が違いますので税額としてなかなか算定はできないと思いますが、所得は千二百七十何万に一万円かけただけの所得が落ちる。そこで、議論を申し上げたいかぬのかも知れませんが、確かにこの引き上げは独身者、特に課税最低限ぎりぎりの独身者にとっては一万円ということになるかとも思いますけれども、四十年から四十五年までの推移で見ますと、年率一％の割合で課税最低限は引き上げられておりまして、夫婦二人が一二・八％でありまして、夫婦三人が一二・〇％でありまして、夫婦三人が夫婦二人より、その見劣りする数字ではないかと思ひます。

なおこの際申し上げておきたいと思ひますのは、御承知の教育費控除という議論が非常に活発にございまして、この教育費控除を認めるという御意見に対して、税制調査会の方では、そういう控除を認めるのは適当でなくて、扶養控除を大幅に引き上げてこれに対処すべきだということに教育費控除という要請をいれるとこういうふうな夫婦三人のほうに高い率になってまいる。

なお、事務的なことを参考に申し上げてみますと、日本でかりに独身者を一〇〇としたとしまして、夫婦三人の課税最低限は四〇〇というようにな形になります。なおついでに全部申し上げてみますと、夫婦でありまして二〇〇、夫婦一人でありまして二六七、夫婦二人が三三三、夫婦三人が四〇〇という形になります。たとえばこれをアメリカなどで見てまいりますと、独身者一〇〇といまして夫婦二〇〇、これは二分二乗といひますか、同額控除になっておりますから二〇〇、夫婦一人が三〇〇、夫婦二人が四〇〇、

つまり同額でございまして、夫婦三人が五〇〇というようにな形になっております。西ドイツを見ましても、同じ独身者を一〇〇にいたしました夫婦は二〇〇、夫婦一人が二七二、夫婦二人は三七一、夫婦三人は四七九というようになっています。また日本の多人数家族のほうは、もし国際比較が簡単にできるといたしますれば、相対的にはまだ恵まれていない。そういうような点を税制調査会でもとらえられまして、多人数家族のほうに重点を置いた減税、特に教育費の問題その他があるのだから多人数家族のほうに重点を置くべきだというのが、ここ二、三年の御議論でございまして、したがって、ここ一、二年の税制をどうなれば、何かいかに独身者というふうな感じはいたしますが、長い目でござらん願えば、国際水準から特に独身者を冷遇してあるといういは全体が冷遇されておるのかも知れませんが、独身者だけを冷遇しておるということはないかと思ひます。

○堀委員 いまの問題は単純に独身者と家族持ちを比較するのは実は問題があると思うのです。それはなぜかという、課税最低限のあり方に一つは問題があるのであつて、要するに、独身者といへどもある程度の高い所得から始まるのなら、これは私は問題がないと思うのです。日本の場合は、今度の課税最低限で独身者は三十三万八千六百三十七円ということになります。ですから、もしこれを、給料を十八カ月で割ると月に二万円に足りない給料になるわけですね。だから一体、現在、ことしの場合には中卒の初任給賃金がおそらく二万円少しこえるのではないかと。昨年は一万七千六百円でありましたから、金の卵といわれておる中卒の初任給は、この四月ではおそらく二万円を上回るのじゃないか。そうすれば、もう中卒でことしは所得税を納めなければならぬという事態になる。ですから、これは一ぺん調査をぜひお願いしたいと思うのです。あの問題に関連があります、いまのこの単身者千二百七十六万の中で、満二十歳以下が一体どのくらいあるかと

いうことを実は一ぺん調査してもらいたいと思うのです。現在推計で答えられますか。

○細見政府委員 推計でお答えするのは少し数字が、資料が整っておらない感じが、これは各源泉徴収義務者に個々にお伺いしないと、各企業それぞれ年齢構成も違つておりますので、一回では推計ができませんかと思ひます。ただ労働省のほうに未成年者の労働力調査のようなものはございまして、しかし、それをこちらに持つてきて推計していかどうかは、かなり技術的にも問題があるかと思つております。

○堀委員 どちらにしましても、大臣、さっきのように、確かに諸外国との比率では、相対的に日本の独身者のほうが率が高いように見えております。私は何も独身者を引き上げて家族持ちを減らせと、こういう発想でものを言つておるわけではございません。ただししかし何にしても、最近の昭和四十年から四十五年までをとってみますと、この間約六五％程度、いまは年率に直してあります、したが、六五％程度、夫婦が七〇％、その上が八〇％程度と、確かにこの五年間で見ると、四十年から毎年前段のほうに、非常に実は独身者の税率が下がつておると思ひますけれども、後段が全然この二年間ほど下がらない、こういうことになつておるわけですね。二年も続けて全然これ下がらなかつたというところから見ても、まづ一般的にいって、下のほうの独身者問題ですね、いわゆる結婚をしていない独身者の問題については、私は、かなり問題がある、こういうふうな考えをわけでありまして、これが第一点です。

それから第二点は、結婚をしておつた、妻をなくした独身者という問題が一つあります。本来、妻がおれば家計が妻によつてさきえられておるものが、妻がいなくなるといふことになれば、特にこの間、私はちょっとテレビを見ていて、小学校六年生の女の子が、おかあさんがなくなつたために約半年間です学校を休んで、小さい生れたたての子供と幼児のめんどう見ながら家事を手伝つた。しかし、それだけではどうにもならないので

父親も会社を休んでいたというのを、テレビでちょっと見たことがあるのですが、こういう場合にはまさにそういうことになりかねない。そういう場合に、しかし現在の税制は、本年度でも扶養控除の第一子が十二万が十三万に、一万円だけメリットがあるだけで、これもうも必ずしも十分な配慮がされていふように思ひません。

これらを考へてみると、まず少なくとも来年度においては、何かひとつ独身者に対する問題というものは、いまの未成年の勤労青少年の問題それからその次に、独身者としての、未婚者に対する取り扱ひの問題、それから既婚者であつて独身者になった者の取り扱ひと、問題は三段階に分かれますけれども、これらについて何らかの配慮は必要である、こう考えますが、大臣、どうでしょう。これらの三つの問題、独身者課税の問題について。

○福田國務大臣 独身者につきましては、いまお話がありましたように、今回の税制改正を見ますと配慮が薄いんじゃないかという御印象になるかと思ひます。しかし、いま主税局長から答弁がありましたように、最近数年間控除を引き上げてきた、最低限度を引き上げてきた、これら全体を通じてみるとかなり厚いことになっておるわけですね。サラリーマンについて見ましても、定率、定額、こういうものを加えますとかかなりの控除になるわけでございます。五十万円の場合には十八万円の控除ということになります。八十万円では二十四万円控除、こういうことになるわけですね。今後のことは今後のことといたしまして、今回、大体御承知のように子供の家庭ですね、このことが長い間配慮されてこなかつた、そういうようなことが、いま御指摘のように四人数家族、これがピークとなるという結果になっておりますが、数年間を通じてござらん願ひますと、これらと大体権衡がとれておるうちに來ておるのではあるまいか、そういう所感でございまして。

○堀委員 ですから、ことしは確かに不十分なんです、すでにこれ二年続きですね。昨年とこと

しが二年続きで、実は基礎控除の一万円しかあれてない。それは、私がさき申し上げましたように、四十年、四十一年、四十二年、四十三年のところがわりに独身者が多かったのですが、この手前のところは二年間が薄いのだから、しかし三年目あたりにはやはり当然何らかの配慮をしなければ、これはバランスを失うことになるわけではないうか、こういう感じがするわけであります。

そこで、いまこういう問題が一つあると思うのでありますけれども、一体一人当たりの平均課税額というのが、主税局の発表では昭和四十五年度は五万四千六百円、こういうことになっているわけですね。この五万四千六百円というのを、夫、夫婦二人、子二人、子三人というところが、大体どのくらいの収入のところでこの平均へくるのかというのを、ちょっと私なりに大ざっぱに概算してみますと、独身者の場合には大体百万円のところでこの五万四千六百円の近くにくる。夫婦二人になると、百万円、夫婦一人になると百三十万円、夫婦二人で約百四十五万円くらい、夫婦三人で百六十万円と、こういうところが要するに平均値のところへくるわけですね。ですから、この平均値というのは、一体何を意味するかといえ、要するにこの下に半分があるということですね。大体この所得から下の層で半分の税金を——これは各階層、扶養家族別でいまして、こういうのを申し上げたわけですが、そうしてみると、やはり独身者というものが相当広い範囲で日本の課税を負担しておること、さっきの五三%がその税を負担しておること、これを全面的にやはり立証しておる。わりに低額の所得者で広く日本の税をささえておること、ただけが、非常にこれで明らかになっておると思ひます。

これはやはり避けるべきじゃないだろうか。中学校卒業といふと現在は何歳になりますかね、十六歳ですか、十六歳くらいでしょうね。ですから、十六歳くらいで家庭が貧しいためにつとめに出る、すぐ税金を取られるというのは、ややまにりにも酷ではないのかという感じがいたしますので、これらの点についてもう一ぺん、もの考え方として、やはりまず第一点のそういう中学卒業者の課税、要するに勤労青少年の課税の問題は、未成年の課税の問題は、これは検討に値する要素があるのではないかと。まず分けて伺いますが、この点いかがでしょうか。

○堀田国務大臣 いろいろ伺いましたが、分けて申し上げますと、独身者につきましては、おっしゃったとおりですが、未成年者につきましては、これは非常にむずかしい議論になると思うのです。未成年といふも所得がある人、これを放置して一体いいのか、こういう問題ですね。まあ、その人がその同じ時期に学校に行つておるといふ場合に、一体それとの感情上の問題をどういうふう清算するか、とか、いろいろむずかしい問題があるように思ひます。いまとにかく所得のあるところは課税の対象となつてもらう、こういうたてまえでやっておりますが、非常に複雑、デリケートな問題かと思ひます。今後いろいろ検討してみますが、検討の材料を与えていただいた、こういうふうにとつ御理解をお願いしたいと思います。

○堀委員 主税局長に伺いますが、地方税ではたしか未成年者は非課税になっておると思ひます。これはなぜ非課税にしておるのでしょうか。

○堀見政府委員 御承知のように、地方税の現在の住民税制というものは、昔の戸数割りの思想がありまして、これには世帯課税という色が非常に濃かつたわけでありまして、未成年者というのは世帯を持たないだろうというふうなことで、多分に伝統的な問題でございます。

拒をかけておるのじゃないかというお話でございます。和三十一年から昭和四十四年までの間に給与所得者の納税者が約一千万ふえております。そのうち所得百万円以上のところが六百七十万、つまり六七%、それから百万円以下のところは三百三十万で約三三%、こういう形で、つまり課税最低限を引き上げていった形、あるいは扶養控除なり配偶者控除を大きくしていく形で、収入金額の低い階層の構造としてはかなり顕著に減つてきておる、所得税のことは事実でございますので、申し上げておきたいと思ひます。

○堀委員 それは、いまあなたの触れられたように、配偶者控除、扶養者控除が大幅になつてきましたから、確かにそこへシフトしている分があるのです。しかし私が最初から指摘しておりましたように、独身課税三%、九千八百六十三円という問題は、この中には、さきあなたに触れたように純粋の単身者、要するに未婚者であるところの新卒者及びその後数年間というものが相当大幅にあることもまた間違いない事実でありますから、それは見る側面によつて実はそういう理解が成り立つということをちよつとここで明らかにしておかなければならぬと思ひます。

そこで大臣、地方税は、なるほど沿革もありまして、いろいろ考え方がありますが、いま非課税になつております。地方税の住民税が、確かに沿革はあつても、いまは住民税なんですから、その住民税が非課税で、国税は所得があるからまるまる取るんだというところには、やはり検討の余地は十分あるのではないかと。やはり国の税制の中の一部分であります。地方税も体系としてはその一部分でありますから、この点につきましてはその取り扱ひのしかたをどうするか。もちろん独身の若い人といふと、あるいはいまのマスコミの上に乗つて巨額な収入のある者もありましよう。ですから私も、そういう例外的なものはそういう何らかの所得制限が当然あつてしかるべきだと思ひます。

思ひますが、少なくとも勤労未成年である者について何らかの配慮をこころはひとつ考えてもらいたい。

それからもう一つの、さっきの妻をなくした扶養家族だけの場合ですね。この場合には人手を借りなければなかなか家事の運営もできないという問題があるかというふうな感じがするわけでありま。その点についてはせめていまの配偶者控除に準じて——第一子の扶養控除の十二万円というのを十三万円に、一万円だけ認めておるといふのは、ちよつとこの一万円というは何ぞや、これから聞きましょう。一体長子一万円ふやしたといふのは何ですか。これは大臣より局長にひとつ……

○堀見政府委員 配偶者がいないことに伴ひまして、家計上いろいろな支出が多からうという点を配慮したものであります。

○堀委員 その配慮が一万円ということですね。要するに、扶養控除のほうは一人十二万円なんですから、その半額分ぐらいを余分に見るといふならまあわかるけれども、十二分の一をそこへ足して配慮したといふのは、私はどうも配慮したような気があまりしないのであります。

そこで私は、配偶者控除が十八万円でありまが、その長子なるものは、もしこれをまるまる十八万円にしても、本来十二万円の扶養者控除があるのですから、そこへメリットを加えたのが六万円にすぎない、こういう感じがするのであります。数として、妻のない単身者で扶養家族のある者がどれだけあるかわかりませんが、私は、単身者に対する待遇のあり方としては、第一子については少なくとも扶養者控除の二分の一を積み増して十八万円程度で相当ではないか、こういう感じがしますが、大臣この点はいかがでございますか。

○堀田国務大臣 これも考え方としてむずかしいわけですね。奥さんの場合は逆に、とにかくだんなの世話をする。扶養家族といふけれどもお世話をするほうであります。だんなが収入を得るのに

何がしかの貢献をしておるというわけです。子供の場合は、今度はお世話をされるわけで、収入を得るためには、その奥さんのような貢献はしないというふうな違いがあるかと思うのです。そういうふうなきめのこまかい配慮がこの一万円、三万円という違いに出てきておるのじゃないか、そういうふうな思いですが、これはデリケートな人生の機微に触れる問題ですからよく検討いたします。

○堀委員 それは子供の状態によると思いますが、私がさっき言ったように、小学校六年生の女の子がきょうだいのめんどろを見ながらやっておるというふうな例もあるわけです。これは明らかに本来妻の行なうべきものを子供がある程度かわって行なわなければならぬという場合もありますから、私はやはり、人情から見れば一万円というのはいさかどうも低きに失するという気持ちがありますので、配慮をしようという考え方があつたことはこの一万円ではつきりしているわけです。それから、その配属の中身をどう評価するかという点は検討の余地が少しあるのじゃないかと思うのであります。

その次に私は、最近御承知のように、サラリーマンユニオンというサラリーマンの皆さん、さらにもう一つは、現在総評、同盟、新産別、中立組合という日本の組織をされた全労働者の皆さんが、これは大蔵省へも陳情があつたと思ひますけれども、この際、御承知のサラリーマンの経費の問題、サラリーマンにも経費を認めようといういろいろな問題があるけれども、とりあえずサラリーマンに対して、その経費の概算控除的な考え方として、定額控除十万円をひとつ五万円引き上げて、十五万円にしてみたいという要請が実はあるわけでありまして。

そこで、この問題については、私はサラリーマンユニオンや労働組合の皆さんとお話をしておりますけれども、実は、経費を認めるということとは理論的には確かに一つの方向でありますけれども、これを課税上の問題としてみると、双方これはたいへんなことになるだろうと思うのであります。

す。いろいろなこういう経費を使ひました、こういう経費を使ひましたというものを、個々に領収書をもつて、これで確定申告に出されるということになると、片方ではその経費の問題について調査もしなければならぬ。ところがその経費はおそらく千差万別、いろいろな形で出てきますから、これは徴税事務の問題としてもたいへんであるし、納税者側としてもなかなか問題がある。どうしてやはりこれはある一定の概算控除的な処理をする以外には問題の解決はあり得ないのじゃないかと私は実は考えて、そのように、税を特に取り扱つておる者の立場からはお話し申し上げておるわけでありまして。

ただし、御承知のように、最近クロヨンとかトゴサンとかいろいろいわれて、給与所得者、特に源泉徴収を受けておる給与所得者その他の所得者との間にいろいろな問題を提起しておることも、またこれ大田御承知のとおりであります。例を一つ引きますと、実はこの間から物品税をやつておりました中で、大臣おいでになりましたけれども、こういう議論をしたことがあるのです。実はいま物品税は、乗用車という名目で課税をされておるわけです。ところが、物品税は一般的には営業用のものにはかけないという思想が、物品税全体に流れているのです。営業用物品というものは課税品目から大体除外されておる。ところがこれ一つだけ、もっぱら営業用できわめて大衆の利用に供されておるものに物品税がかかつておるのがある。これは実はタクシイなんです。タクシイは明らかに旅客運送用の、運輸省の認可を受けなければならぬところの営業用であり、その料金は公共料金として規制をしておるわけですから、そのタクシイに物品税をかけておるというのは物品税体系から見ると非常におかしな問題だ、こう実は問題提起をしたわけです。主税局長はそのときに、奢侈的要素があるから、こう言つておるのですが、今日どうもタクシイというのは私は奢侈的要素はないと思うのです。物品税の話を煮し返すわけじゃありませんけれども、

この点、大臣はいまのタクシイというのは奢侈的要素があるとお考えですか。

○福田國務大臣 まあ自動車に対する課税、営業用は全部除外するんだという原則、鉄則でやつておるわけではない。タクシイにつきましては、共用の乗用車であるというふうな考えれば自家用の乗用車と違うところはない、こういうふうな考えます。私も差別をあまり深く考えたことはないものですから、とくにそんなことを申し上げるわけでありまして。

○堀委員 実はこの間物品税について少し項目別に非課税物品を整理をしてみた。そうすると、現在の物品税の考え方は、要するに個人の消費用を課税するという原則が非常につきりしているわけです。それ以外のものを排除するようになつていきますから、この点は実は私も意外に思つたのですが、そういう事実が一つある。そうして貨物という名前前でライトバンは非課税になつておる。トラックも非課税。そこで、要するに事業所得者の場合には、ライトバンを買えばまず物品税が非課税で安いライトバンが買える。その買った費用は経費として落とす。償却六年です。いま何年ですか。

○細見政府委員 五年か六年か、どつちかだと思ひます。

○堀委員 償却できる。おまけに燃料も全部経費で落ちる。そうすると、なるほどこれは営業にも使つておりましたしうけれども、最近日曜日その他に東名なりその他のレクリエーションに行つておるときに、ライトバンその他がレクリエーションに大々的に繰り出して来る。事業所得の場合には、この燃料も修繕費も全部経費で落ちるわけですね。ところが今度はサラリーマンの場合には、やはりいまのモーターゼーションの中から自動車も買ひたい。自動車を買つて通勤に使う。通勤に使つても燃料代が経費で落ちるわけではなく。全部所得税を払つたネットの収入で燃料代を払う。遊びに行こうと何しようとも全然見てもらえない。そういう点では、事業所得者と一般のサラリーマンとの間には、経費上の問題としては、例

をたまたま私は自動車にとりましてけれども、単に自動車だけではなく、いろいろな点で問題があります。これが一つ。

ただし、さうだからといって私は給与所得者がすべてさういうことだけではないと思ひます。それはなぜかといいますと、給与所得者が上のほうにいきますと、この間予算委員会でも議論をいたしました年間七千六百億円という交際費を、今度は会社の名前で個人が使つて、ある程度のそういう給与所得以外のメリットに浴しておられるというものが上層部分にはあるわけですね。結局そういうものから完全に除外をされておるのは低所得の給与所得者ということになると私は思ひます。この低所得の給与所得者のさういふ必要経費の控除という問題を考えるならば、私はやはりこの点、給与所得の定額控除の五万円というのはこの際、これは考へていい問題ではないか、まず第一点から考えます。

そこで、昭和四十五年度にかりに実施をしたとして、定額控除を五万円引き上げるために要する財源はどのくらいかかりますか。

○細見政府委員 そのための計算を特にしたわけではございませんので、後ほど訂正しなければならぬかもしれませんが、約千二百億から千三百億くらいじゃないかと思つております。

○堀委員 いまお話しのように千二百億から三百億くらいということでありまして。そこで、私はこの定額控除についてはもう一つ実は提案があるわけなんです。

これは先ほどのサラリーマンユニオンや組合の皆さんのお話しにはないのですけれども、かつて私は消去税率という問題をこの委員会でも取り上げたことがあります。これを受けて現在若者控除の問題でも消去税率が適用されておると思うのでありますけれども、要するに高額の所得者の場合にはいまの十万円のままでよろしい。低額所得者の場合には、年収三百万から三百万が現在の給与所得の定率控除の上限でありますから、給与所得の定率控除の上限までは五万円の定額控除の積み増

しが生きるようにする。そこから先はいまの定額控除十万円でけっこうだ。それは、年収三百万円以上相当の辺からは、さき申し上げました交際費というものを企業内部において使い得る道がおそらく開けておるのではないかとこの点から見れば、やはりある程度の低所得の者のそういう概算経費控除の問題という形で取り上げてほしいのじゃないだろうか、こういう気持ちがいります。そこでちょっと伺いますが、いま私が言うように、もしかりに三百万円のところを消去税率でこれが消えていったとするならば、これは目の予算でもけっこうですけれども、いまの千二百億というのは財源的にはどのくらいの見当になるでしょうか。

○細見政府委員 計算してみないとわかりませんが、感で申し上げますと、定額が響いてそれが大きく税にメリットになりますのは下の層でありますから、あまり金額としては違わないのじゃないかと思ひます。

○堀委員 しかし、やはり五万円はずっと上までききまうから、幾らでも五万円はききまうから、要するに一千万円の所得のあるところなら五五%はききまうことになるわけです。ある程度その広がりがあるんだん狭くなりますから、金額としてはわかりませんが、ある程度のもので少しはあるだろう、こういうことになるのじゃないかと思ひます。

そこで大臣、私が前段でちょっと触れました、ことし補正後の自然増収三百何十億、それを国債減額に充てられる。もし昭和四十五年度において、私がちょっと申し上げたような千二百億内外の自然増収があったとして、自然増収がそれだけあつても、おそらく公務員のベースアップなり何かに財源も要するでしょうから、それらはそれらとして、今度補正後の自然増収が三百億程度あれば――要するに補正予算を組むときには大体増収の見通しがわかつてゐるわけですから、補正予算を組むときに年度内の来年度の一月から定額控除の五万円をやると、三百億年内に財源があればそれ

で済むわけですね。十二月千二百億なら三カ月三百億あればいい。財源的には可能な問題じゃないのか。そうしていまのサラリーマンの御承知のトイゴサンなりクロソンの問題をやはりどこかで解決をしないかなければならないという、経費概算控除的なものを導入するすれば、私はいまのサラリーマン諸君の持つておる大きな不満が解決できる道がここに開けるのではないだろうか、こういうふうに思ひます。まあ大臣にここで、そうならそうしますという御答弁がいただけるほど私も簡単だとは思つておりませんが、これもひとつ前向きに検討する材料にしてもらいたいと思ひますが、どうでしょうか。

○福田国務大臣 これはそう前向きに検討できない。と申しますのは、四十五年度で財源が三、四百億円余りましたからといって、問題は四十五年度だけの問題ではないのです。これがまた先に先にと発展をしていく問題ですから、この先の先のことまで考えなければならぬ問題で、税制改正というのは補正段階で大体考えるべき問題ではないと思ひます。これは景気がたいへん激動した、そのための対策だということな非常の措置であれば格別です。しかしこれは恒久的な措置でありまして、他のいろいろな所得者とのバランス、そういうものを考えながら給与所得者の問題を考えなければならぬ、そういう性格のものでありますので、四十五年度財源が余つたらそれを勤労者控除額の定額の拡大に充てるかということになりますと、これははなはだ困難である、こういうふうに申し上げざるを得ないと思ひます。

いまそういう問題ではなくて、問題は、いまの十万円というのは一体妥当な額であるかどうかということでありまして、これは将来の問題になつてくるわけでありまして、恒久制度としての問題、それはいま私どもは大体十万円、これは概算的な立場でございますが、まずまずこれで必要経費をカバーしておる、こういうふうに見ておるわけでありまして、これはいろいろ統計上の検討等もいたしました結果、そういうふうにしておるわけなの

です。こういう必要経費を概算的に見るという制度がこの定額控除制度でありますから、したがつて、これが多ければ多いほどいいという性格のもので、これはいいのです。他との権衡を正確に維持しておるかどうかが、こういう問題でありますので、したがつて、サラリーマンの生計費を分析しまして、これがサラリーマンとしてのサラリーを得るに必要な経費であるという部分が、経済の変動とともに変わっていくということでありまして、それに応じて検討すべきものである、さうなうに考えます。

○堀委員 主税局長に伺いますが、定額控除が十万円になったのはいつですか。

○細見政府委員 四十三年でございまして。なお蛇足で申し上げますれば、三十六年に一万円になつて、三十九年に二万円、四十一年に三万円、四十二年に四万円、四十三年から四十二年には実に八万円と倍になり、それが四十三年に十万円になつて、ここ数年の間に一万円が十万円になつたという数字になつております。

○堀委員 大臣、いまお聞きのように、定額控除が実は四十三年までの間にかなり大幅に動いた。それがさきさきの、要するに独身者の課税最低限が五年間で一〇〇から一六〇くらいに動いてきた一番大きなモメントなのです。ところが実はこの二年間は御承知のようなことで据え置かれておるもので、ここからはもうおろいがない、こうなつておるわけですね。

私はここで少し大臣に、その問題をちょっと離れてお伺いしたいことは、長期税制における答申によりまして、当初われわれが問題を提起しましたからだいたい時間はたちましたけれども、一応五人世帯百万円という課税最低限は到達いたしましたし、税率の改正についても二年間の処置によつて一応ある段階のところまでまいりました。しかし、所得税は今後も減税が必要であることは、これは最近の物価の上昇その他から見ても、当然ある程度の所得税の減税を施行しなければならぬというところは間違いないと思ひます。その場合に、

それではこれからの所得税の減税の柱は一体何になるのか、ここをひとつ大臣にお伺いしたいと思ひます。

○福田国務大臣 今日の段階は、長期答申の完全実施をやる、こういう段階でありますので、この対策をどういうふうにするか。いまお話しのように、私は、所得税減税は今後もこれは行なわなければならないという考え方につきましては、随時申し上げておる通りなんです、どういふ内容のものにすべきか、課税最低限というような考え方、これは有力な考え方であると同時に、また子供ができた家庭への十分な配慮、そういうこともしなければならぬ。それからサラリーマン問題、これがほぼこれで完全解決かというところ、そういうこともよく検討してみなければならぬ。いろいろ要素はあると思ひます。どこに重点を置く、こういうことではなくて、いろいろな問題があるいはかみ合はしてやらなければならぬ問題があるかと思ひますが、皆さんの御意見をよくと拝聴いたしまして、だんだんと考え方をまとめていきたい、かように考えております。

○堀委員 そこで私は、いまおっしゃつたいろいろな問題にひとつつけ加えていただきたいのは、フランス、西ドイツ、アメリカがやつておりますように、今後の一つの長期的な見通しの中には、やはりこの前からわが党が議論をしておりまして二分二乗方式の発想の導入の検討ということが一つの重要な問題になると思ひます。それをいつからするかは別にしまして、今後のあり方としては私は所得税減税の重要な一つの柱ではないのか。もう一つは、やはり最近特にやかましく言われておる、その他の所得者と源泉徴収の給与所得者のアンバランスの是正ということになると、これはいまの定額控除を引き上げるという問題も非常に重要な一つの検討の柱になるのではないだろうか。ですから、そこを考慮してみますと、大まかに当面しておる問題の中で、この給与所得控除の問題というのはかなり来年度税制以降において――今年度の問題は申し上げましたがなかなかむずかし

いようですが、少なくとも来年度税制の中における主要な課題の一つには当然取り上げていかなければならない問題ではないのか。

特に現在、所得といえども、給与所得者が非常に大きなウェイトを占めておられるわけですね。昭和四十五年度における所得税の中における給与所得のウェイトは幾らになりますか、主税局長。

○細見政府委員 約半分ということになります。

○堀委員 所得税中に占める給与所得は半分ですか、もう少しあるような気がするけれども……。

○細見政府委員 沿革的に見てまいりますと、古いときはもっとウェイトが高かったものであります。三十二年ころになりますと六割、あるいは三十五年で五七%くらい、これは推計でございますが、それくらいあったのであります。最近のところがなると、相対的に減ってきております。

○堀委員 その所得が相当に大きくなっているという面がありますから——実は事業所得者といわゆる勤労所得のな面のウェイトが高いと思うのですが、いまのその所得が非常に最近大きくなっておりますから、その点のウェイトが下がってきたと思えますが、何にしても給与所得者が日本の税制をささえておることは、これはなかなか無視できない面でありまして、その所得の上昇もわりあいステディーに上昇をして、財源の把握も確實であるし、いろいろな点で徴税費もからないうで税を取っておるという面もあるわけですから、ぜひこの点については可能な限り年度内、それが非常にむずかしい場合には少なくとも来年度の主要な減税の柱として、これから十分ひとつ検討を進めていただきたいということを要望いたします。私の所得税に関する質問は終わります。

○毛利委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 所得税関係について大臣に若干質問をいたしますが、四十三年の七月に出された長期税制のあり方についての答申の中で、課税最低限百万円という目標をきめて税制改正をやるという問題は一区切りになったのではない

か、こういうようなことで、今後の問題についてはある程度若干の見直しをそのつど、経済情勢の変化に対応してやっていけば足りるのだという趣旨のことがいわれておるわけですが、大臣は、この所得税減税の問題について、来年度以降に對してどういふ面を考へて減税を続けられるおつもりであるか。今日なお、夫婦子供三人という標準世帯で三百万円というところまで来たというけれども、この三百万円というもののについても、やはり勤労大衆から、これではまだまだ課税最低限は不十分であるという批判もあるし、現在の経済情勢の中で三百万円というものはむしろ極貧であるというふうな、サラリーマン同盟あたりはそういう表現ですら言っておるわけでありまして、しかも毎勤統計の世帯数平均三・八九人で四十五年、この二月百十七万円の家計費がかかっているという統計がはつきり出しておるわけでありまして、これはあくまで平均だというわけでありまして、勤労者統計ですから、それほどばらばらに何千万何億というような松下幸之助さんのような人は入っていないわけですが、したがって、標準的な家計をやっている数字というのになかなか近い数字を、この百十七万という統計の数字は表現しているだらうと思う。これは総平均というわけでありまして、それより低い世帯もあるし、高い世帯もあることはあるけれども、そういうような状態で、しかもそれが夫婦子供三人といういわゆる五人世帯ではない、三・八九人という中で百十七万もかかっている、こういうようなことから見ましても、課税最低限がなおかつ低いという勤労者、サラリーマン階層の意見というものにも十分聞くべきものがあるのではないか、こういうぐあいに考えるわけでありまして。

ことしは、これらの問題を踏まえて、もう課税最低限の問題は、なるほどアメリカ、フランスの次くらいに、課税最低限も第三位くらいにまでできた、西ドイツやイギリスよりも有利になったじゃないか、そういう御返事をなさるかも知れませんが、けれども、地方税などを含めての課税最低限とい

うことになりまして、またその順序も四番、五番というふうな落ちてくるわけですから、それらを踏まえて、この課税最低限はもうこれで終わりだというのが、しかも消費者物価は四十五年度はおそらく六%をこすのではないかと、こういうことはもうほぼ確定になってきている、こういうような状況を踏まえて、来年度以降の所得税減税についての大臣としての考え方、どういふようにこの問題をお考えになるのか、この点をお答えいただきたいと思ひます。

○福田國務大臣 今回の所得税減税につきまして、私は、これをもつて終わりたい、こういうふうには考えておりません。それは前から申し上げておる通りであります。今後といえども所得税につきましても減税の努力をいたしていきたい。もちろん、それに対してはかわり財源という問題があります。それはそれとして、所得税につきましても軽減の方向を進めていきたい、こういうふうな考えであります。

その所得税の減税のやり方でございますが、いまま堀さんから勤労控除の定額の引き上げが強調されて、これが最優先的な問題である、こういうふうなお話もありましたが、これからの経済の推移、そういうようなものをよく考えまして、いまここでどれが最優先だというふうに申し上げることは適当でないと思うのですけれども、あるいはいろいろなことをかみ合わせながらやっていかなければならぬということもあらうが、しかし課税最低限の引き上げ、これはとにかく今後煮詰めていかなければならない重要な柱であるというところは、私は認識をいたしましてこれを固く堅持していきたい、そういう気持ちです。

○広瀬(秀)委員 長期答申では、課税最低限について「先進諸国に比べて国民の所得水準や蓄積水準がまだ相当低い現状では、ある程度貯蓄のためのゆとりを織り込んでその水準を決定することが望ましい。」というようにいっているわけですが、それが百万円ということに結びついているのはたいへん気に食わぬのだけれども、そういうふ

うにいっている。この三百万円というものがどれほど蓄積のゆとりというものになつてくるのか、これを具体的に数字をもつて、これは主税局長でけつこうですから、お示しをいただきたいと思うのです。

○細見政府委員 先ほどお話がございました勤労者の家計調査にしましても、お話がございました百十七万円、これは収入でございます、その支出は、税金その他を除きまして可処分所得が百八万円、消費支出が八十七万円、その残りが貯蓄で約二十万円ばかりになっておるわけでございます。もちろん課税最低限はこの消費支出八十七万円に比べますと、今回のものが初年度で八十六万円、一年ずれておることを考えれば必ず全部カバーしておることは申し上げかねるかとは思ひますが、しかし先ほどお話がございましたように、これは平均的なものであり、しかもその百十七万の世帯の人たちは二十万近い貯蓄ができておる現況、課税最低限は大体はそれをカバーしているということであらば、少なくとも日本の平均的な家族にとっては貯蓄が可能である課税最低限でなからうか。もちろん課税最低限を上回るものにつきまして課税はいたしますが、御承知のように低い一〇%という税率から始まるわけでありまして、課税最低限を越えたものがすべて公課として持つていかれるわけではなくて、九割あるいは八割なんというものは手元に残るわけでございますから、そういう意味で、現状におきましては答申のいっておりますゆとりのある家計というところまで、この課税最低限はカバーいたしておるかと思ひます。そういう意味で、かつてマーケット方式によりましていわゆる生活の最低限というのを計算いたしましたことがありますが、それはこの課税最低限よりはかなり低いものになりました、今日それを作成いたしておらないことは御存じのとおりであります。なお、もう御承知のことではありますが、この消費支出金額というのはいわゆる課税最低限あるいは生活の最低経費という概念ではなくて、自由に消費できた支出の結果で、ある程度

レジャーも入り、ある程度の耐久消費財も買えたという状態における支出でございまして、その意味で私どもは、一応課税最低限はゆとりのある、家計はカバーしてある、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 税制調査会が四十三年の七月に答申を出されるときに、これは少なくとも四十四年度に実現をさせたいという意向であったと思うんですね。これは答申が出れば大体その翌年にはおおよそあれなんです、これは長期税制のあり方の問題として、当時政府も四十五年度ということについてはおつたわけですけども、そのことはかりに問わないといいたしましても、先ほど例に引きました全国勤労者世帯の平均家計収支、これは二月二十七日のものでありますが、平均世帯人員は三・八九人だ。これは大体四人世帯、夫婦子供二人と見ておおよそいと思うんですが、実収入百十七万、うち可処分所得が百八万だ、こういうことで消費支出が八十七万ということになっているわけですね、皆さんの資料によりまして、これを三・八九人で割ってみますと大体一人当たり二十万ということですね。そうなりますと、これははいま耐久消費財もある程度は持つておられる、あるいはレジャーもある程度は楽しめるというものであろうと、平均的な数値でありますから、主税局長がおっしゃったこともこの中には入つておられると思う。しかもそれは今日の経済社会におけるスタンダードな生活様式というものを反映した消費支出と見ていいだろう。それが一人当たりで少なくとも二十万一千四百くらいはなっているわけですね。そうしますと、五人家族なんだから、一人ふえれば、この八十七万に二十万足せば、これはたいへん単純なことだけれども百七万ぐらいの消費支出になるということです。こういうことになれば、今日の百三万というのやはり低いんだということは、これは言つていいことになるだろう、こういうふうに考えるわけです。

定政策会議あたりにも、昨年の十一月二十日ですが、中間答申を出された。その中でも物価は四%以内には押さえるべきだということをいつている。ところが政府の見通しですら四・八%だ、こういうことになっている。四%以上ならば、これは一つの経済のメルクマールとして、いわば行き過ぎの指標を政府自身が経済見通しにおいても出しているというふうなこともあるわけでありまして、そういうふうなことを考えあわせると、この課税最低限という問題について、来年度の税制につきましても当然これを引き上げていくというふうな方向はとられなければならない、かように考えるわけでありまして、大臣その点いかがでございませうか。そういう物価情勢というふうなもの、それが庶民大衆の暮らしを低めるというふうなことに對しても、課税最低限の問題を軽く見てはいけません。

○福田(憲)大臣 私、所得税減税というのはいさしやつていきたいと思います。その中軸になるのはやっぱり最低限問題であらう、こういうふうな思いがあります。いろいろ考えなければならぬ他の問題もあるわけでありまして、しかしとにかく所得税減税の中軸は課税最低限問題である、こういうふうな認識を持つておられるわけですが、来年度の財政が一体どういうふうなふうなものであろうか、また減税した場合のかわり財源というものがどういうふうな調達されるか、そういうふうな現実の問題もございまして、ここで昭和四十六年度以降はこうやっていくのだということをまだ申し上げる時期ではない。これはそういうふうな御了察願えると思うのでありますが、とにかく所得税減税につきましては、なお今後といえども前向きで取り組んでいくということは、はっきり申し上げられると思います。

○広瀬(秀)委員 課税最低限の問題については、来年度以降もやはり所得税減税の重要な柱である、こういうことで検討を十分してまいり、こういうことに了解をいたしたいと思うわけでありまして、そこで、実は事業所得者などは、いわゆる必要経費というものは課税最低限の中では考慮をされないわけですね。ところが給与所得者だけが、課税最低限の中に給与所得控除というものが入っている、このことはやはり一つの問題があるのではないかと、まずその点、これはどういうわけなのか。事業所得者との間に二十数万の差があるわけです。当然やはり給与所得者であっても必要経費はあるはずであります、それを概算控除という形で課税最低限の中にこれを含めておるといふ問題点、これについて納税のいく説明を与えていたいただきたいと思ひます。

○福田(憲)大臣 所得税は所得に対して課税されるわけでありまして、その所得の算定ですね。これは事業所得にありましては、その事業収入からその収入を得るに必要な経費を差し引く、そういうことで算定しますが、この算定が比較的容易でありまして、ところが給与所得者になりますと、その給与を得るに必要な経費が幾ばくであるかというところは非常に算定が困難である。不可能ということではございませんけれども、たいへん手数を要するということになるわけでありまして、そのたいへんな手数になる納税者というものは二十四百万人もおる、こういうことでありますものですが、ここでかりに必要経費を概算したならばどういうふうになるであろうかということを考えまして、概算控除をいたしておるわけです。その概算控除がやむを得ないやり方であるというようにつきましては、先ほど御委員からもさような御意見でございまして、他、他の事業所得者にならば一定額控除制度を給与所得者にとつておるといふゆえんのものは、そういう考え方から出てきたものであります。

○広瀬(秀)委員 給与所得控除制度が設けられてる理由としては、まずいまおっしゃつた必要経費の概算控除という面がある。それから租税力非常に弱い者に対して考慮しなければならぬという要素も含まれてる。さらに捕提率の差に対する調整をはかるといいますか、そういうものがある。それから源泉徴収による早期納税を強制されている、これを金利ではかつてみても、その面での損害もあるではないか。もうそのものがあるわけでありまして、これはやはり給与と必要経費というものが、これはやはり給与と必要経費、賃金を稼得するために必要な経費といふものはあるというところは、皆さんがお書きになった文書などにもいろいろ出ておるわけですね。そういうものがどれだけあるかということも、二千数百万人に對して一々申告によつてくるというものはなほなかなかかみずかしい面がある。そういう問題を考えますが、しかし、そういうものはそういうものとして、別建ての必要経費だということでも当然これはやつていいことなんです。実際にはなかなかたいへんだということであつても、少なくとも理論的には、そして法の前の平等ということを考えれば、やはりこれをどのくらいのものなんだというのを何とか測定する方法といふものは可能ではないのか。あるとするならば、やはりそれは事業所得者と同じように別建ての控除、必要経費といふようなことで控除を特別に認める。概算控除のほうが有利だと思ふ者はそれによる。しかし、おれは特別こういふことで必要経費があるのだという主張をなさる者は、やはりそういうものを認めるということを考えるべきことではないかと思ふわけです。そういう問題について、これは主税局長にお伺ひいたします。

○細見(政府)委員 給与所得者が給与所得を稼得するのには何らかの経費があるというところは、これは概念的に言ひますと、概念的には理解できるわけでありまして、その経費がいかなるものであるか、あるいはまたその額がいかなる額であるかということにつきましては、いま残念ながら、社会的に通念として、これを給与所得の経費であるといわれるようなものがそれなりの明らかな形として示し得ないというのが、この給与所得問題につきまとう非常にむずかしい問題でございまして、諸外国にもいろいろ給与所得の経費について計算しようとするような事例もないわけではございませ

に普及をせしめてしまつてゐるわけですね。で、いま大島訴訟等においても、これらの問題をめぐつて憲法十四条の關係等もあり、課税の公平という問題で非常に争われているわけですが、一々クロヨンなりトーゴサンなりという、そういうものに対して、主税局長なり主税当局は國民に、そういうあれはないんだということがはつきり証

のですね。だからそういう立場でこの問題についてひとつ御説明をいただきたいと思う。

○細見政府委員　世にトーゴサンとかクロヨンとかいわれます問題も、理論的に九なり六なり四なりの把握率になっておるといふようなことからそういう批判が行なわれておるのではなくて、むしろいわれる感じとして、あるいは現実的な生活

いろいろな事例もないわけでありまして、われわれはそういう意味で、こういうことがいわれななように日夜い々は努力をいたしておるわけであつますが、基本的にはある程度の年月をかけて、どみちに努力を積み重ねて、こういう誤解を世の中から解いていきたい。なお、これ以外にPRの方法とか何かにつきましている御意見もあり、

あるいは何か参考になるいろいろお知恵がありましたらお聞かせ願って、こういうことばが世の中から消えるように努力したいと私どもは考えておるわけであります。

○広瀬(秀)委員 大臣、このクロヨン、トーゴサンの問題は、これは非常に大きな問題だと思ふのです。この捕提率における不平等等というようになことをめぐって訴訟も提起をされておるといふようなことになっておるわけですね。この問題について、いまいろいろの勘違いなどから、問題が何か象徴的な言い方というように広がったといふ御説明も主税局長からあったのだけれども、今日サラリーマンの諸君、特に賃金労働者という人たちはもう信じ込んでしまっているのです。販売をやっている人たちはいよいよ税源を捕提される部分は六割しかないんだ、あるいは五割しかないんだ、われわれは一〇〇%であり、九、九%なんだ、こういうことなんですね。したがって、サラリーマン減税というように今日非常にやまやまの問題になり、また当然の要求になつていくわけですね。もういふものに對して、かりに課税所得が一〇〇%捕提されないで六割程度だとか五割程度だとかいふようなことがあるとすれば、やはりこれは税務当局としてもろん意慢だということにもならざるを得ない。まあ私どもも事業所得者が六割しか把握していない、捕提されていないんだということを信ずるわけではいけないけれども、国民の大多数がそういう信じ方をしているというところに対しては、課税当局としてやはり国民の疑惑を解くためにPRを正しくしなければ、いつまでたっても給与所得者、サラリーマンからの重税感というものが——源泉徴収という特別な、ほんとうに一〇〇%捕提されるという立場にある人たちから、給与所得控除の問題を含めて、どんなに努力をしたところでなかなか納得されない問題点はやはりそこにあると思う。だからその辺について、大臣としてどういふようにこの問題を考えられていくのか。どう国民に対して説明をしていくのか。この辺の

ところをお聞きしたい。

○福田(秀)大臣 結局、事業所得者と給与所得者の課税のしかたの違いが指摘されておるのかと思ひますが、税制からいいますと、私どもは決して公正を欠いていないといふふうには思ひません。しかし、捕提がうまくいっていないかどうかというところにあるのでありまして、数多い事業者でございまして、数少ない徴税官吏がその調査に当たるわけでございます。見落としとかさういふものが絶対ないといふふうには言い切れなないと思ひます。けれども、要は申告納税者に対する調査が徹底する、そこに問題がある。これを徹底していくほかはない。最近では青色申告の納税者もふえてきておることでありまして、また脱税事件などにつきましてもかなりきびしい調査も行なわれていることでもあります。事業所得者に対する調査というものもかなり進んでおると思ひますが、この問題の最終的解決は、何といつても調査をくまなく徹底していく、これ以外に道はない、かように存じます。

○広瀬(秀)委員 大蔵訴訟において——これは国税庁かと思うのですけれども、主税局でけっこうですが、クロヨン、トーゴサンの問題について争われているわけですね。これに対する答弁書、準備書面というふうなもので裁判所に反論を出したものがありませんか。

○細見(秀)政府委員 ございませう。いまのところを申し上げてみますと、国側の主張は、税務の執行にあつては一〇〇%の捕提につとめるべきだが、実際問題として常に可能であるとは限らない。しかし捕提の程度は各種所得間のみならず、各種所得の中でも千差万別で、その差の計数的把握は不可能である。このような捕提率の性質について見れば、捕提率の差を税制上反映させるかどうか、またどのような方法、程度で反映させるかは、すべて立法政策上の問題であるといふ言い方をいたしております。

○広瀬(秀)委員 この問題は国民の中に非常に定着した疑惑になつていふ問題ですから、主税当局

としても、また私ども自身も、実際にどういふ姿でトーゴサンでありクロヨンであるかということについて、いままで本格的な究明をせずに安易にその問題を扱つたといふことはあるいは反省しなければならぬ点だと思ふのであります。しかし主税当局自身も、それは若干の通脱は確かにあるでしょう、しかしそんな数字ではないといふ形で反論、反証といふものをきちんとなげなければ、われわれもそういうことかといふことで依然としてそういう主張を繰り返さざるを得ないし、いよいよ疑惑は広がるばかりだし、深化するばかりである。こういうことにもなりますので、この問題については、あれは単に象徴的な言い方だといふようなことではなしに、やはり理論と数字をもつて、そういう事態ではないといふことを反論なり、反論といふよりも正しい姿を提示する。敵対関係のものと言つておるわけではないんだから、そういうものはきちんとしておく必要があるだろう。こういうふうに思ふわけでありませう。

そこで、いまのものについてもう一つ戻ります。給与所得者がとにかく一〇〇%課税対象として捕提されるというところは間違いないことなんです。これはクロヨンといふ九がむしるおかしなものであつて、トーゴサンの十であることは確実なんです。それがいままで、違憲訴訟といふことで、納税義務者との間には国側が勝訴しておるわけですが、今度の場合に——その点だけ一つ聞いておくのですが、今度は納税者が直接この問題を出されている。大蔵訴訟だけじゃなしに、今度新しく総評の指導のもとで、各地において、確定した税金に対して還付の請求をするという形で出されておるわけですね。いままでは源泉所得課税といふものが納税義務者と国の間に争われたけれども、今度は納税者直接が国を相手どつて訴訟を出したといふ、この問題について課税当局としてどういふようにお考えになつておられるか、この点をお聞きいたします。

○細見(秀)政府委員 私どもとしては、現在の給与所得に対しては課税の方式が適当なものであると考

えておりますので、給与所得者の経費というものを違つた形で算定されたといひましたとしても、私どもは、給与所得控除による所得控除を基礎とした税額で申告されるべきものであり、納税されるべきものであるといふたまででこれに對処していただきたいと考えております。

○広瀬(秀)委員 その問題はさういふにしま

次に、今度の税制改正案におきまして、税制調査会が出した四十五年度の税制改正の答申では、給与所得控除のうち定率控除の適用範囲を年収三百万までということになつておつたわけですが、これが自民党のほうから四百十万円までに引き上げられたといふことで、かなりの高所得者までこの問題がメリットが及んだ。こういうことで、私どもの考えでいけば、三百万円ぐらゐまでのところで押えておけば大体これは中堅所得者までいくのではないかと、それ以上はいよいよ富裕者に対する過ぎたる利益を与えたものであるといふ考えを強く持つわけですね。それならば、先ほどから問題になつておりますような、まだ権利もない、高税を出したばかりの勤労者が税を負担している、そういうものを幾分でも解消する方向に当然使ふべきではないのか、こういう疑問をどうしても消すことができないわけでありまして、税制調査会の答申の三百万をこえる者は給与所得者の中にどのくらいのパーセントありますか。

○細見(秀)政府委員 人員で四十万をちよつと切れるところじゃないかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 それは総体で何%、給与所得者で対象になる者の中で……。

○細見(秀)政府委員 二%と一・五の間くらいの割合でございませう。

○広瀬(秀)委員 三百万から四百十万円の間の人員といふのは大体どのくらいですか、そのパーセント。

○細見(秀)政府委員 二十万ちよつとにならうかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 大体一%程度というわけですか。

ね。こういうところに五%定率控除というものを新しく設けたということは、やはり高所得者に対する恩恵を与える結果になっている。こういうことをやるから、やはりサラリーマンの諸君が、部長長減税である、あるいは今度は部長長減税から重役減税だということにきている。そういうものについては、私どもの感覚からいっても三百万円くらいまでの所得減税というものが、やはり一番大事なのであって、しかも課税最低限そこそこの人たちの課税に対するメリットを多くつけるということ、さらに未成年者であるいは先ほどの、妻をなくした独身者という人たちに對するものも、当然これはあつていいわけであり方というもの、当然これはあつていいわけです。大臣はこういうことをやるのであります。……先ほどの未成年者という人たちに對して、学生との対比等についても本委員会提起された。扶養控除として一方は見られておる、その上に國費が國立大学では百二十六万も出されておるというものと比較して、同じ年代の者が片方は貧しいために大学に行けないというふうな状態で苦しんでいる。一生懸命勤勞の汗を流している人たちは逆に税金を納めている。こういう不合理をやはりなくする、そういうふうなところにこれは政治家として減税の恩恵を及ぼしていくことが当然だろうと思ひますが、その点について大臣のお考えをひとつお聞きしたいと思ひます。

○福田國務大臣 低所得者にきつてこまかく減税の配慮をしなければならぬということは、これはもう毎々申し上げておることでございます。いま広瀬さんが三百万円から四百万円までの間の新たに五%の控除を適用するということについておしかりを受けますが、これは国会のサラリーマン議員連盟側から切なる要望として私も承つたわけなんです。承りましたのでございしますが、三百万円ないし四百万円といへば、月収にすると二十万内、せいぜい二十五万といふところの人なんです。そういう人たちの家族構成なんか考

えまして子ども二人、三人というふうな年ごろの方でもありましよう。まあこの際、財源もさして要らない——三十億圓要るのですが、そういう程度のごときでございまして、拡大してもよろうじやないかといふことで拡大をいたしたわけなんです。これはサラリーマンにもいろいろの階層がございまして、サラリーマン全体として見る、そのくらのところまでカバーしてもらいたいという希望もあるのであります。

○広瀬(秀)委員 時間があまりありませんので、またこまかい問題についてはあとに残すこととして、サラリーマンに確定申告を要しない、いわゆるその他所得について限度が設けられ、いわゆる税金のかからない部分があるわけでありま。たとえば大学の先生が頼まれて講演をする、あるいはテレビなどに出演したというふうなもので五万円までは申告不要だ、こういうことになっておるわけなんです。これが沿革を見てみますと、二十二年から五百万圓未満ということになっておつたのが、二十三年に三千万圓に引き上げられ、三十五年に一千万圓になり、三十七年に三千万圓になり、三十八年には五千万圓に引き上げられてきておる。こういうものなども、現在もうすでに三十三年から見れば四十五年、三十四年目になるわけでありま。十年一昔、この十年間、六〇年代といふものは、福田大蔵大臣が本会議において大いにその成果を誇られたように、たいへんな成長の時代であるわけなんです。こういうものについて、やはり少額なものについては不問にする。やはりときには国もサラリーマンに対して親心があるのだぞといふ一つのよき制度だと思ふのです。いわゆる蓄積なりゆとりといふのはそういうところにあるわけですよ。こういうものから考えますならば、これは十年間も据え置きにして五千万圓以下に押え込んでおくのはどうか。五千万圓といふのは当時としては妥当したけれども、今日ではもうはやちよつと……これは少なくとも倍額くらいに、先ほどの基礎控除定額分の引き上げではないけれども、思い切つて倍額くらいにしたところで罰が当たるような問題ではない。いかがですか、こういう問題について御検討される用意がございませうか。

○福田國務大臣 これはよく検討してみます。

○廣瀬(秀)委員 これは主税局長、三十三年に制定されたことは間違ひありません。そういうことから検討されるということなんだから……。大臣、本気になって真剣に前向きで検討する気持ちでありますか。

○福田國務大臣 前向きで検討いたします。

○廣瀬(秀)委員 前向きで検討されるということ、ございまして、ひとつこれが少なくとも増額の方で実現されることを強く要請をいたしておきたいと思ひます。

それからもう一つ、現在老齢者控除がございしますが、この老齢者控除といふのは現在では六十五歳以上ということになっておるわけでありま。老齢者控除は九万円を今度十万円にするということとで若干の配慮は見られるわけでありま。この年齢の問題であります。これを現在ではほかの老齢者に対するいろいろなメリットをつける法律のあれこれを考えて、それに合わないといふことで六十五歳といふことになっておるわけでありま。が、厚生年金等も六十歳といふことになつておるわけなんです。大体それに合わせていいのではなかつたかといふことで、この年齢引き下げ、六十歳からこの老齢控除を適用するといふことについてどうのようにお考えになりますか。もう六十歳を過ぎ平均寿命は延びたといへども、この辺のところはひとつ配慮があつてしかるべきではないか。

「大臣にも老齢者控除をつけてやりたい」と呼ぶ者あり

○廣瀬(秀)委員 これについてはやはり——まあ大臣にということも出ましたけれども、現在では五百万圓といふ所得制限もあるわけですね。これなどはやはり二百万圓ぐらゐのところなり三百万圓ぐらゐのところは落としてきてもいいのではなかつたか。五百万圓といふことになれば、これはもうその中で十二分に、詰めて余りある所得階層ですから、これはやはり二百万圓程度以下の者に對してむしろつけてやるというものが、これが法の血もあり涙もあるという恩恵ではないか。せつかくそういうところまで来ておるのですから、できればこの六十歳に年齢制限を緩和をするといふことと、五百万圓といふのは高きに失するとも思ふわけでありま。今日では労働力不足といふようなことで、まあ五十五歳で定年になつて、そのあととくたれたからだでかせがなければならぬ。またそういう労働力需要もあるといふようなことでありますから、こういう面についても、やはり厚生年金等の思想と、むしろそういうところと平仄を合せて六十歳ぐらゐに引き下げること、検討をしていただきたい。このことを要請をいたしまして、私の持ち時間でございますので、これで終りたいと思ひます。

○毛利委員 松尾君。

○松尾(正)委員 いよいよきょうから三法に入りまして、これから詰めに入るわけでありま。大臣もおいでです、大瀧にとどめたいのですけれども、時間の関係がありますので、少し細部にわたる面もあります。

まず最初に、一つどうしてもここではつきりしたいと思ひますのは、税制が非常にむずかしい、難解でわからない、こういう声が各方面にあるわけなんです。税法の簡易化あるいは税制の改正といふ問題については、すでに四十二年以降税調の答申等もありまして、これに取り組んでおられることはよくわかるのですが、しかしむしろだんだん難

解になっていく、こういう傾向さえ感じられると思います。いま税を公平にする、先ほども論議された、捕提でクロヨン等の論議があるというの、結局税が理解できない、税法が理解できないところから起る論議だ、こういう点を考えますと、これを簡素化していく、この努力はもう絶対の要件であらう、こういうふうな考えのわけであります。この税の簡素化に対して今後税調等で真剣に取り組んでもらわなければなりません、思いますが、簡素化に対してどう取り組んでいかれるか。まずこれを大臣にお伺いしたい。

○福田国務大臣 たいま御指摘のように、税の簡素化ということは非常に大事な問題だと思えます。これはもう何と云っても、国民の税制という考え方を持たなければならぬわけでござい、考え方を税でこまかい政策的な配慮をするというふうなことになる、これがまた複雑になつてくる。しかし国民のほうから見ると、法律を見たのでは一向わからぬ、どうも税理士にお願いをしない、自分一人ではなかなか申告書も書けない、こういうようなことが実情ではないかと思ふのです。政府のほうでもそういうふうな考え方で、税制調査会では、税制簡素化特別部会まで設けて、ずいぶん努力をいたしております。特別部会の答申の結果、税制調査会の答申ということになった点につきましては、政府では着実にこれを実行いたしております。この上とも、政府のほうでも税の簡素化ということにつきましては力を入れてまいりたい、かように考えます。

○松尾(正)委員 いま積極的に取り組んでいくというお話がありましたし、さらに納税を義務づけるものである関係上、簡素化していかなければならない、こういうお話がありました。ただし、特にいまの税が申告制度でありますだけに、大臣からいまお話がありましたように、自分で書けないで申告書を税理士に頼んで書いてもらう、専門家に依頼をしなくてはならない、こういうような問題がある以上、ほんとうの正しい申告納税ということが言えないと思うのです。こういう、税が難

解だということについて、それぞれ座談会その他がござい、そういうときに非常に税が重たい、あるいは不公平だという論議がされる。そのときに当局で出席された場合には、それはいままでも検討しておつたし、よく税法をわかつていただければ重税感も不公平感も除かれます、こういうことがよく言われております。しかし、いま大臣自身が認め、非常に制度的にむずかしいのだという、努力をしていくけれどもむずかしいのだという、申告者にわからない税を一応押しつけておいて、努力はされているのだけれども、これは税法を理解しないからだとすることは少し無理な押しつけになる。こういうことを感ずるのは、これは私はばかりではないと思うのです。そういう意味からいって、どうしてもここで、ただ積極的に検討するだけでなく、具体的にさらに税制簡素化をするための特別調査会を設けるなりして、どういふふうな具体的に進めていきたいかというような構想がありますでしょうか。

○福田国務大臣 まあ税制調査会にお簡素化の問題はお願ひしたいと思ふのです。そしてその答申が出ましたならば、それをひとつ着実にやつていこう、こういうふうな考えをしておりますが、これは税が国税ばかりでなく地方税にもまたがつておるといふ問題がありまして、この関係も国民から見て、ずいぶん問題を複雑にしておる。納めるほうは一人なんですから、これは国税であろうが地方税であろうが、あるいは社会保障税であろうが、これは納める側から見れば一つでござい、そういう面も非常に複雑な面があるだろうと思ひます。とにかくこの問題は非常に大事な問題でありますので、ぜひひとつ努力していきたいと思つております。

○松尾(正)委員 いま国税、地方税の問題に入ろうと思つたら、大臣から先に申したので、具体的にその体系の面で考えなければいけないという一つの問題に国税、地方税があります。先ほどから論議されております課税最低限を見ましても、国税の場合は百三万円、ところが地方税の場合には今度改正されて七十三万円です。結局国民のふところは一つです。きょうの新聞等を見ますと、税負担が大きく軽減された、米仏に迫つた、こういう大蔵省が発表した記事が出ております。しかし、これを見ましても、結局平年度の最低限をこにしているのではありません、これに住民税が合算された場合には非常に大きな数字になつてくる。さらにまた、いままで平年度幾らということがありますけれども、毎年毎年改正されて、平年度で計算されたということはほとんどないわけですから、こういった納税者の一つのふところから国税、地方税が出る、こういう点がむしろ複雑になつてくることは理解できますけれども、それに積極的に取り組んで簡素化するためには、ここで地方税の諸控除を国税並みに、一挙に百三万円までというところではできませんけれども、現在百三万円の課税最低限を国で押さへ、これを目標にして、そして地方税の課税最低限を、むしろ税率を上げて、地方税の課税最低限を国税並みに、目標を百万円に置いて、こういう点から税制の簡素化という面と負担の軽減という面をあわせて取り組んでいくべきではないか、こういうふうな思ふわけですが、確かに国税の応能負担、それから地方税の応能負担という、一応の税の目的に相違のあることはよくわかるわけでありまして、しかし、この住民税が非常に高いのだ、国税は安くなつたけれども住民税が非常に高いのだという声を聞いて、一つには負担を軽減するために、それからもう一つは税制を合理化するために、もう一つは地方税事務を簡素化するために、こういうために住民税の課税最低限を積極的に引き上げていくという考え方に、これはどうも、これも大臣にお伺ひしておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 所得税が住民税とその課税最低限を一緒にすることになれば、それはたいへんけっこうなことなんです。であります、いまの地方財政の状況からいって急にそこまでまいらぬ。と同時に、まいらないが、それが非常に不当であるかという、地域社会をささえる地方税、それから国をささえる所得税、これとはまた性格が違ふと思うのです。そういう意味において、違いがあるということにつきましては、これは許されてしかるべきものではないか。しかし、地方財政も豊かになつて、住民税の免税点が国税の所得税免税点と一緒になるということは非常に好ましいことであると思ひます。住民税の免税点の引き上げ、地方財政が改善されつつありますので、これは努力いたしていきたい、さようにいま考えます。

しかし、問題の税の簡素化、そういう問題からとらえてみますと、中央、地方の免税点の違いがあるという今日におきましても、とにかく国税の免税点以上の人は申告をし納税をします。その同じ人につきましては、地方税でもそういう住民税の申告があつたとみなして国税の申告を採用しておりますが、こうした点をさらに検討したらどうかというふうな思ふのです。この間予算委員会でも総理大臣が、これは中央、地方、徴税のほうは一緒にするといふ考え方をとるべきだといふことを申し上げたのであります、私もそう思ひます。ただ、地方自治団体におきましては、中央の資料を使うと、中央の調査に乗つかるといふような考え方をすると、地方自治の精神にもとるのだというふうな考え方を言う人があるのです。私はこの考え方は非常に間違つておると思ふ。先ほども地方行政委員会において、私はそういう考え方は間違つておるのだといふことを申し上げてきたのですが、何とか自治団体との間に話し合ひをいたしまして、どうせ調査対象は一緒なんですから、国税で調査したその調査結果は、自治団体においてもこれを尊重してもらいたい、こういうことをぜひやつてもらいたい、こういうふうな思ふのです、ひとつ御協力を願ひたい、かように存じます。

○松尾(正)委員 これは事務的に非常に繁雑なんです。いま大臣言われましたけれども、国の申告をそのまま地方へ移して、控除のほうだけを、比

率が変わるものですから、向こうであらためて計算するわけですね。したがって、事務を簡易化するためには、地方財政も水準を考へればまだ好転していないで、私はこの間からこういふことを言っておりまして、これはこの間からこういふことを言っているという面でも認められます。したがって目標を、いま複雑という問題で国の申告をそのまま云々ということばがありましたけれども、これはぜひそういう方向に進めていくほうが、地方の納税事務というものが非常に簡素化されるのです。実際に下部へいって聞いてみると、この計算だけでたいへんだというのを言っておりまして、そういう意味で、どうかこれを含めて積極的に進めていただきたい、こういうことを要望しておきます。

それから、これからは具体的にいくつ入っていくのですが、一つは所得税制の整理統合がこのたびはかたまりまして、合理化がなされております。その中の一つに資産合算課税の場合があります。これによりまして、所得限度の引き上げが、配当、利子、不動産等の資産所得の場合の合計が現行三百万円を五百万円に引き上げる、こういうふうになっておりますが、どういふ意味で三百万のものに五百万円に引き上げたのか、この理由を御説明願いたいと思います。

○細見政府委員 今回の税制改正は、御承知のように大幅に税率の引き下げを行なっておるわけでありまして、その資産合算の制度と申しますのは、資産所得を各家族の間に、累進税率からくる負担を分散することによって避けようというところにあるわけでありまして、したがって、税率を大幅に引き下げをいたしたといたしますと、資産を分散することによる税負担の軽減ということも、おのずからそれになる階層というものが引き上がっていくわけですね。いままでの負担との関係で、大体五百万くらいまでのところは、従来三百万のところと資産合算を置くことによって、そういういわば税負担の人為的な軽減を避けさせなければならぬと思っておった限度が五百万くらい

で大体よからうということ、これは納税者にとつてはそれなりかなりの不便というかめんどろなこともありますが、その両面を考へましてこの改正をいたしたわけで、私どもは三百万を五百万に引き上げることによって特に弊害は出てこないと考えておるわけでございます。

○松尾(正)委員 いまお答えを聞くに弊害はそう起きてこないということですが、しかし単純に考えると、これは勤労所得者に対して不勞所得者、さらに高額所得者の税を特に優遇した、こういう感じは避けられないと思うのです。したがって、もう少し具体的に数字をあげて説明してもらいたいのですけれども、たとえば標準の五人の家族で、資産所得の合計が四百万の場合の改正前並びに改正後の負担額、同じく合計額が五百万になる場合の改正前後の税の負担額、これは数字的にはどうなるか、これをちょっとお願いいたします。

○細見政府委員 合算所得四百万の場合現行税額が八十四万円でありまして、それが合算限度を引き上げることによりまして、つまり四百万はいままででありまして当然資産合算されていたわけでありまして、したがって、それが合算されないことになりまして五十九万二千円になり、その差額は二十四万八千円ということになるわけでありまして、それから五百万の場合と申しますと、現行では合算課税で二百三十五万円であったものが、合算限度を引き上げることによりまして八十八万八千円になりまして、軽減額が三十四万六千円になるわけでありまして、しかし二十四万八千円のうち、十八万六千円は当然の減税でありますから、この合算限度引き上げによるものは六万二千円、それから三十四万六千円と申し上げましたうちの二十三万八千円は一般的に税率軽減による減税でございますので、この合算限度引き上げによりまして軽減額は十萬八千円、そういうことになるわけでありまして。

○松尾(正)委員 いま標準家族で合算した場合の例を引いたのですけれども、これをさらに今

回五百万まで引き上げましたので、従来の三百万から五百万までの人は今度合算しなくてもいい、こういうたてまえになるわけですね。そうしますと、所得四百万円で、従来の例を見ると、それぞれ所得別の申告は、主たる所得者、それから従たる所得者と大体一・五くらいの平均で個別に申告をしていくのでありますが、この所得別の申告で計算をしますと、四百万の場合、五百万の場合はどうなるのですか。

○細見政府委員 いま申し上げました四百万の場合の五十九万二千円というものが別々に申告いたしました場合の税額の合計額であるわけでありまして、したがって、その配分は、所得の大きさによって若干は違いますが、四百万である限り五十九万二千円である、こういうわけでありまして。

○松尾(正)委員 こういうふうな改正点を現実にあげて計算をしてみますと、相当大きな軽減額が見られるわけですね。さらにこれを五百万にするこのワケが広がりまして、いままで所得別に納税をする場合に、五百万のものに家族五人で百万円ずつの申告ということはもう極端な例ではありますけれども、もしこれを二人ないし三人、四人というふうな所得別に申告をしますと、この軽減額が非常に大きな開きになるわけですね。特に五百万程度にしますと半分以下になつてくる。こういうふうな計算をしてみますと、今度の資産所得の合算課税を五百万まで引き上げた、この三百万から五百万までの間の優遇措置、恩典というものは非常に大きなものがあつて、むしろ合理化したというこの改正が非常に不合理なものになつてい

るではないか。結局、税を受ける国の立場でいえば、大きな額がこれによって減少しますし、さらにまたいま言いました、二分して納税を申告する、さらに三者ないし四者で申告した場合の課税の恩典というものは非常に大きくなるわけですね、結局この改正が不勞所得者の過保護になる、こういう非難を免れないではないかという感じが強くするわけですね。したがって、これをやったのには全般の影響ないしはその他の理由があるとは思ひま

すけれども、もう少し納税のいくような御説明をお願いしたいと思うのです。

○細見政府委員 合算の対象となる納税者は年々ふえてまいっております。当初、三十二年にこの制度ができました当時は、限度も低く、二百万として創設したのでございますが、そのときに一人ぐらゐであつたわけですね。それからこの限度を四十二年に三百万に引き上げておりましたが、その当時約六万人あつたわけでありまして、それが四十二年に七万人になり、四十四年、四十五年はおそらくもつとふえてまいるわけでありまして、これを五百万にいたすことによりまして、三百万に設定いたしました当初ぐらゐの人員にまで引き上げて、おもしろい意味の高額な所得者があつて、三十二年当時あるいは四十一年当時この階層以上の人たちにについてはそういう資産所得の分散による不当な税の軽減は避けられておらなければならぬというふうな判断をいたしておいた階層は、この程度の引き上げによりましてやはり把握されるというふうな認識に立つて改正いたしましたわけでございます。

○松尾(正)委員 これはもう少し説明をしていただかないと納得できないと思うのです。まだこれから時間もありますので、この問題についてもう少し掘り下げてあとで伺いたいと思ひます。

次に法人税率の引き上げであります。これもやはり大企業中心の租税特別措置——今回の改正で二、三整理統合されたわけでありまして、けれども、依然として大企業中心の税制である、こういう点の変わりのないことは、もうすでに予算委員会並びに本委員会でも指摘されておるところであります。そこで、今回の改正で配当分を据え置いて留保所得に対する税率を引き上げた、この理由について説明をしていただきたいと思ひます。

○細見政府委員 もちろん法人負担の引き上げというのを考えます場合に、一律に引き上げるといふのも一つのお考えであらうかと思ひますが、今回の法人税の引き上げの背景となりました財源事情、つまり所要財源という問題や、あるいは最

近の四十年代に入りましてからの法人税の引き下げが主として留保分について行なわれておったというように経緯から考えますれば、留保分だけの引き上げでも財源的にも足りず、事柄としてそういう経緯を踏まれば当然の措置であつた、かように考えております。

○松尾(正)委員 これは片方だけで財源的に足りたというお話でありますけれども、留保分との差が改正前は九割だったのですけれども、さらに今度税率を動かしたことによつてこの差が、一〇%引き上げたために、一〇・七五と開いたわけですが、配当分に対する課税率との格差が開いた。こうなると必然的に一〇・七五という割り高になる留保分に利益を回すことをきつて、むしろ割り安の配当分に金を回す、こういうことによつて結果的には配当性の高い企業を優遇する。すなわち、企業間にそれぞれ相違がありますので、負担の変動を考えますと、やはり配当性の高い企業を優遇する、こういうことになる。これを考えると、一方を引き上げて一方をそのままにしたということには矛盾があるのではないかと、こういうふうに見えるのですが、どうでしょうか。

○細見政府委員 おっしゃる通りに、今回の改正によりましてその差は一〇・七五になることは事実でございますが、さらに振り返つて過去をくらん願いますと、三十六年に御承知の配当課税法を資本市場の育成あるいは企業資本の充実というたてまえからとつたわけでございまして、そのとき三八と二八、一〇%の差であり、さらにその配当課税を三十九年に一歩進めまして、このときには三八%の留保分に対する税率に對しまして配当分は二六%と、二%になつております。四十年も留保分の課税が行なわれましたが、このときは差は一%で、四十一年は九%というわけでありまして、特に今回の改正が特別な事態を招来したというよりも、過去の経緯を一体としてごらん願えれば、私が先ほど申し上げました経緯の上に立つての改正でありますので、特別などちらに有利というような改正でなかつたと思ひます。

○松尾(正)委員 一応了解できますが、いまのは配当を出す側の企業ですね。

次にやはり格差という問題で問題になります配当を受ける側の論議ですが、結局配当所得に対する課税最低限が、四十六年、四十七年とも今度の改正によつて三百五十万円になった。一方のサラリーマンの場合には、今度最低限が引き上げられて百三万円となりましたけれども、配当所得に対する最低限は三百五十万円、従来よりもずっと格差が大きく開いたわけですが、これはいまでも何回か他の委員等からも論議されたんですけれども、出すほうではさき言ひました企業側の配当支払いは業種間の不公平、さらに今度は配当所得者の側では勤労者との格差が大きく開いた。これに對してはどうしてもみんな納得できないと思ふので、したがつて、この二点についてひとつ御説明をお願いしたいと思ひます。

○細見政府委員 法人税と所得税との関係をどういうふうに構成するかという問題につきましては、長い間議論をいたしておるわけでありまして、なかなか統一した結論にまで到達するのがむづかしい状態であることは御案内のとおりであります。そういう意味におきまして、法人税と配当、それから配当を受ける人の課税というものを根本に立つて改正するのは非常に各方面の検討の結果を待たなければならぬわけでありまして、いま松尾委員のおっしゃる通りに、所得税の大幅な税率の軽減が行なわれます結果、結果的に配当控除が相対的に有利になつていくという点も考えまして、配当控除率を税率の引き下げとある程度度見合つた形に引き下げを提案しておることは御承知のとおりであります。そういう意味におきまして、今回の配当控除率の引き下げが行なわれまして、今度の金額は確かにふえておりますが、給与所得者と配当所得者との間の非課税限度額の差を割合で見ますと、四十四年が三・〇二でありましたが、それが四十六年以降は二・九六あるいは四十八年以降は二・三六ということになります。ただ四十五年だけは経過措置の関係がございまし

て、税率引き下げからくる給与所得者、配当所得者の免税点大幅に引き上げられて、四十五年だけは一度三・六四というふうに倍率が大きくなりますが、以後は小さくなつて、この意味でこの格差も縮まつておるといふことだと思ひます。

○松尾(正)委員 税率を改正するつどこういう現象が起るわけですが、したがつて、今度の場合にもむしろこれだけ不公平がある。政府は不公平を解消するんだと取り組んだ問題が、この二点をあわせてみますと逆に格差が広がつた、こういう事実が起つておりますので、この点については今後積極的に取り組んで、改正をしたことによつて格差が広がるというふうなことがないようにこれは注意して進めていくべきである、こういう意見を強く申し上げておきたいと思ひます。

次に、時間がずいぶん迫つたわけでありましてから、中小企業に対する税対策について伺いたいと思ひます。

わが国の中小企業というものは非常に大きな役割を果たしておる。これに比べますと、高度成長政策の際で中小企業が非常にみじめな状態に置かれてまして、それぞれその担当省で努力はいたしておりましたが、その実効があまりあがつていない。倒産等もしり上げりのような状況を示している。中小企業庁の方が見えなくなつておるでしようか。——今後中小企業の重要な立場、しかし現実にはこういうふうな倒産等が相次いで起きている。しかもこれから三月、四月には特に倒産がピークになるであろうというふうな状況が報道されておりますけれども、これに對して中小企業庁としては、通産省としてはどう取り組んでおるか、その基本的な考え方をまず伺いたいと思ひます。

○斎藤説明員 中小企業の倒産の状況は、東京商工興信所の調査で見えますと、昭和四十三年が一万件をこしましてピークでございましたが、昭和四十四年には年間八千五百件強でございまして、若干少なくなつております。四十五年に入りましてから一月、二月はいずれも前年よりも少なくなつておりますが、三月になりましたら八百三十

五件というふうになつて、昨年の三月の八百二十五件に對しましてやふふえております。これは年末資金の決済とか納税期等に当たつておりました関係もございましてかと思ひますが、漸次金融引き締め措置の浸透につれて企業資金繰りが悪化することも懸念されますので、今後の動向には十分注意を払つてまいりたいというふうに考えております。

こういった倒産等に対する対策でございまして、基本的には結局中小企業の近代化なり合理化なりを推進いたしまして、企業の體質を改善するといふことが基本かと存じまして、従来から中小企業施策を種々講じておるところでございまして、特に当面の金融引き締め措置に伴ひまして金融面から中小企業が倒産に追い込まれるというふうなことがないように、四十五年度の政府系三金融機関の貸し出し規模を前年度比一八%増の一兆円強にいたしております。またこれの運用にあたりまして、極力上期のほうに傾斜をかけるというふうなやり方で、弾力的な運用をはかつていくことにいたしておりました。そういうことにによりまして対処してまいりたいというふうな考えでおります。

○松尾(正)委員 中小企業関係ではそれぞれ当局で非常に苦心を払つて努力をされておるといふ点は理解できます。したがつて、この細部では避けられない手打たなければならぬ、こういうことは当然と思ひますが、税制面でもって中小企業に對してどういう手が大きく打たれているか。具体的に、項目だけで結構です。

○細見政府委員 基本的には、今回提案いたしました所得税の大幅軽減は、それは中小企業者にも大きくメリットにならうかと思ひますが、そのほかの点を申し上げてみますと、今回の法人税の引き上げにあたりまして、中小法人の年所得三百万円以下の部分に對しましては税率引き上げを行なわず、そのまま据え置き措置をいたしておりました。それから、御承知の中小企業の貸し倒れ引き

当て金につきましては、通常の率の二割増しにいたしておるわけですが、それを今回期限が参りましたが延長いたしました。それから中小企業合理化機構等の初年度に三分の一の特別償却をする制度でございますが、これの対象となる機械等の範囲の拡充を行なっております。それから四番目に中小企業近代化促進法の指定業種の機械など、これはやはり五年間三分の一の割り増し償却であります。これも延長いたしております。

それから五番目には、中小企業構造改善準備金などのいろいろの特別措置がこれの際講ぜられておりますし、さらに下請企業の問題につきましても立法を待って措置をいたすことにいたしております。そのほか同族会社につきましては留保所得課税の軽減をいたしておるわけでありまして、それこれの制度を総合的にごらん願えれば、中小企業につきましてはかなりの配慮をいたしております。税制としてはできるだけ配慮をいたしておるということがおわかり願えようかと思ひます。

○松尾(正)委員 税制面でもいろいろ配慮された点とは見えますが、そこで一つ具体的なところから点ですけれども、税金が結局払えないで、金繰りができないために倒産するというケースも生まれてくるわけですね。延納規定があるわけですが、この税の延納については税額を半分、二分の一納めると、あとは三ヶ月を限度として延納を認めておる、こういうごくこまかい点ではありますけれども、零細の企業が高度化を要求される、構造改善を要求されるという中では、どうしても融資の面と同時に税制面でもその配慮が必要であらう、こういう立場から考えますと、これをもう少し延期できるのではないかと、二分の一ないし三分の一納付した場合には残額をその年一ぱい、六ヶ月ないし一年くらい延期をして、そうしてむしろ中小企業、零細企業を見てあげるのが適切ではないか、こういうふうにご考えますけれども、この点についてはどうでしょうか。

○細見政府委員 納期を延長すればそれによって納税がやさしくなるというわけにもいかぬ面、一

方で税をいたしましては徴税の確保という面もあるわけでありまして、そういう意味で分納期間中は一切はつておくというわけにもいかず、結局資金繰りの状況などを踏まえ、税務署に御連絡願うというふうなことになると思います。それから手間もあるわけでありまして、それこれ考えますれば現在の三ヶ月の延納制度と申すものは税制の中におきましてはかなり思い切った一たとえば所得税などの延納と比べますとかなり延びております。また所得税の中でも事業所得者について若干の延納があるということから、勤労所得者の方は毎月毎月税を取られるのはいかなるものかという議論も出てくるわけでありまして、この辺はやはりバランスの上に成り立っている現状は現状として一応お認め願うていいのじゃないかと思つております。

○松尾(正)委員 これは、いま所得税とのアンバランスをあげられましたが、数はそうよいけないと思つて、こういう差し迫った状況は、しかもそう手続が困難な問題でもないといふごく例外的なものであると思ひますので、どうかひとつ、こうなっているのだからというのでなしに、積極的な姿勢で取り組んでいただきたいと思ひます。

次にもう一点具体的な問題は、年末調整によつて源泉徴収額の納付期限、これが翌年の一月十日まで、こういうふうになっております。しかし中小企業、特に小企業の場合を見ますと、年末の場合にはむしろ給料を払って、源泉徴収を行なうというふうなことはもうほとんどできない。十二月の三十一日までぎりぎり仕事をやって、そうしてボーナスも給料も含めて仮払いをする。これでやつと年を越して、そして仕事始め七日以降職員がそろつたところで計算をするというふうなケースも相当見られます。したがって、これに対して翌年の一月末日——一月十日までというふうになつておりますけれども、この納付期限を一月末日くらいまで延ばすこと、これは可能ではないか、こう思ふのですけれども、どうでしょうか。

○細見政府委員 この点につきましては、今回答申をいただいた税制調査会にもそういう御要望が提出されておりました。いろいろ利害得失を検討いたしましたわけですが、源泉徴収のたてまえからすればやはりいかなるものかという議論が多くて、いま少し、松尾委員のおっしゃるような実態について調べた上で適正な判断を下すべきものではないかというので結論をいいます。改正を見送られた経過がございます。しかし、この問題につきましてはそういう御要望もあることは承知いたしておりますので、引き続き税制調査会などで検討が行なわれる予定であらうかと思ひます。

○松尾(正)委員 これは非常に強い要望もありますので、ひとつぜひお願いしたいと思ひます。それから最後に、先ほど広瀬委員から老年者控除、この問題がございまして、年齢の件につきましてはもう先ほどどこでお答えを聞きましたから省きますが、私はもう一つ別な角度で、老年者控除が現行法では納税者本人だけになっておりまして、これを同一世帯における配偶者あるいは親族等、これに對しては当然この老年者控除のワケを広げてほしいではないかと。この老年者控除の年齢の件、それからさらに親族あるいは配偶者に対する老年者控除をしてもらいたいという要望は非常に、厚生省をはじめ労働省あるいは福祉協議会等からも長い期間にわたつて出ておりますので、もうこの辺でこの手は打つていいのではないかと、こう思ひますけれども、この点をひとつお答えいただきます。

○細見政府委員 老年者につきましては、老年者が扶養家族である場合には、やはり普通の扶養家族の場合よりもいろいろ支出がかかるということに着目されて、扶養家族の老年者にも老年者控除を設けるべきだという御議論がございまして、その点につきましていろいろ検討をいたしたのであります。ただ単に老年者であるからというだけで老年者控除の対象とすることになりますと、一方それでは幼児などにつきましては、幼児であるからたとえばミルクが要るとかあるいはおむつがよ

けいかなるとかいうような、幼児控除というような御議論も一方で出てまいりまして、そういうことであればやはり一般的に扶養控除を引き上げて対処したらどうか。また、一般的に扶養控除を引き上げる、今度は独身者とのバランスという話がまた一方で出てくるわけでありまして、そういうことでの問題いろいろ御議論になりまして、今回の改正でお願いいたしております法律については、老年者で特に世話のやける老年者につきましては、身体障害者と同様のような考え方、一種の老年者控除をお認めしたらどうかというの、一つ、それから老年者でありまして身寄りのない方その他が生活にお困りになっておつて、非常に奇特な方がそういう方を引き取られて自分の扶養親族として扶養される場合には、御案内の扶養家族の中に入れた、いわばそういう制度、この二つが老年者に対する今回の措置としてなされておりますが、扶養家族、特に老年者あるいは幼年者あるいは教育費のかかる扶養家族、その辺を含めましてどういふふうにご控除を考へていったらいいかというところは、今後税制調査会その他におはかりして、各方面の御意見をよく承つていきたいと思つております。

○松尾(正)委員 終わります。

○毛利委員 小林君。

○小林(政)委員 私は、上程されております税法の改正法案の中で、所得税についての課税最低限及び給与所得控除に關して二、三の問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕すでに課税最低限の問題はいろいろいま言われておりましたし、また時間の関係等もございまして、この課税最低限の問題については後日具体的に質問をするということにして、ごく簡単に一点だけ触れたいと思ひます。

まず第一にお伺いをいたしたいことは、昭和四十五年度の税制改正要綱によりますと、夫婦子三人、五人世帯の給与所得者の課税最低限が百二万

八千六百七十四円、それから事業所得者の課税最低限は七十三万九千三百八十四円となっておりますけれども、この差額は、同じ五人世帯でありながらどうして出てくるのですか。この点についてまずお伺いしたいと思ひます。

○細見政府委員 先ほど逆の意味で広瀬委員から御指摘がございました給与所得控除が、そこに違いとして出てきておるわけでございます。

○小林(政)委員 給与所得控除が課税最低限の中に含まれているということでございますけれども、それではお伺いいたしますけれども、まず給与所得控除というものはなんでしょうか。具体的に説明をしてもらいたいと思ひます。

○細見政府委員 先ほど御議論がございましたように、一つは給与所得者が給与を得るために必要な経費、あるいは給与所得者は税金を前払いいたします、月々払うという形になりますので、年一回支払う者に比べれば早く納税しておるその利子分、あるいは給与所得者は資産を運用して所得をあげておる人たちに比べて担税力の点で考慮すべき点があるというように、普通、給与所得控除の理由としてあげられておるところでございます。

○小林(政)委員 そうしますと、いまお話しのごさいましたとおり、一応その利子の問題とかあるいは資産の問題等御説明がございましたけれども、所得を生み出すための経費が含まれているということですが、経費といふものを課税最低限に加えるということはおかしいんじゃないだろうか。課税最低限はまあ人的控除といふものを積み重ねるというふうなもので、ここまでは税金を課税されないというものですから、本来給与所得者もまた事業所得者も、課税最低限といふものはほぼ同じといひますか、近いというか、そういうもので表現されなければならぬのだというふうに思ひます。給与所得者の課税最低限は給与所得控除後の金額で当然あらわすべきであつて、現在の百二十八万六千七百七十四円としておられるのは、これは見ようによつては課税最低限が非常に高いといふことの見せかけのそういうものというふうな

見られてもしかたがないのじゃないだろうか、このように思ひますけれども、いかがでしょうか。

○細見政府委員 課税最低限と申しますことは、これは法律上の厳格なことはではないのでありまして、便宜、そこまでの所得には税がかからないという限度をあらわしているわけでございまして、御承知のように、国民所得の概念におきましては、給与所得者の場合、収入金額が全部給与所得になつておるわけでありまして、税法の上におきましては給与所得控除という概念を持つてまいりまして、いまの担税力が弱い点とか、あるいは給与所得を得るのについて、生活費との間の区分が非常にむずかしいのではあります、しかし何ぶんかの、給与所得を得るために費やされたものもあるかといふことで、給与所得の経費といふ概念を入れて、それを給与して給与所得控除といふものにしたしてゐるわけで、そういう意味で、厳格なことはとしまして課税最低限を使うというのであれば、小林委員の御指摘のような問題があります、便宜国民所得といひますか、国民一般に觀念されておる給与所得者の収入という概念からいたしますれば、いま私どもが申し上げておるような言い方でもいいのではないかと。法律的な厳格な概念ではございません。

○小林(政)委員 法的な厳格なものではないのだといふことでございすけれども、やはり本来課税最低限といふのは、普通これは所得であらわしているわけですし、それからまた給与所得を除きまして他の十種類からのそれぞれの所得がございすけれども、こういうものもやはり所得であらわしているものであつて、少なくとも課税最低限といふことは、ここまでは税金がかからないのだというふうなことを一般の人たちが考えるわけですから、そういう点ではむしろ先ほど言ったようなことが言えるのではないかとこのように考えます。

次にお伺いをいたしますけれども、給与所得控除についてもう少し詳しく質問をいたしたいと思ひます。給与所得控除には、定額の控除と定率の控除がございすけれども、十萬円の定額控除と

いふのはどういふ性格のもので、何を基準として定められたものですか。先ほど大蔵大臣のほうからも一応簡単に、必要経費を概念的に見ようというふうなものだといふような御発言がございましたけれども、その点についてひとつ、初めてでございますので明確にお答えをお願いしたいと思います。

また、定率控除とはどういふ性格のもので、何を基準にしてその対象金額と率はきまるものなのか、この点もあわせてお伺いをいたします。

○細見政府委員 大臣が先ほど申し上げましたように、給与所得控除は全体として概念的なものであるわけでありまして、同じ概念的なものでありまして、その中に、おおよそ給与所得者である限り、基礎的といひますか、サラリーマンとしてつとめに出る限り、だれでもが要するであろうといふような基本的な経費と申しますか、基礎的な経費と申すようなものと、それから、所得に応じてやはり職場のつき合ひとか、あるいは職場でのいろいろな雑費とかいふようなものがかかるというふうな点があるか。それはかなり収入あるいは地位に応じてふえていくわけでありまして、その基礎的なものが定額控除であり、その収入に応じてある程度の経費はあらう。ただ、それは百萬元のときも二百萬元のときも三百萬元のときも同一の率ではなからうといふことで、文字どおりこれは概念的なものでから精密な計算は困難ではあります、収入に応じてまして、現在、今回の改正によりまして百萬元まで二〇%、それから二百萬元まで一〇%、四百萬元まで五%というふうになつておる。ただその場合は、十萬元が定額控除されますので、厳密に収入金額で申せば、百十萬元までが二〇%、以下、同じようになるわけであります。

○小林(政)委員 そこで具体的に伺ひたいいたしますけれども、その十萬元の定額控除は、先ほどのお話にも出ておりましたけれども、四十三年以来三年間、ずっと据え置かれてまいりました。諸物価が相当上がつておるにもかかわらず、三年間これを据え置いたという理由、それは何なので

しょうか。

○細見政府委員 もともと概念的なものでありますので、精密な積み上げ計算ができておるわけではございません。その意味で、給与所得控除は全体としてごらん願うのが筋ではないかと思ひます。ありますが、この定額控除と定率控除とを組み合わせることによりまして、現在五十萬元の収入金額であります十八万円、三六%というふうな高率な控除になつておる、百萬元のところになりましてもお二八%というふうなことになるのであります。したがしまして、定額控除といふのがこの辺の階層に大きく響くことはおわかり願ひようかと思ひますが、こういうふうな三六%とか三〇%あるいは二八%とかいふような大きな率になつておることを考えれば、おおよそ給与の所得を得るために必要な経費としては、かなり十分に控除ができておるのではないかとこの判断に基づいておるものと考へております。

○小林(政)委員 ただいま五十萬元、百萬元の例をあげられまして、きわめて高い率であるといふ御説明でありますけれども、私、収入が低くなればこの十萬元のパーセントが高くなるということ、これは全く当然のことであつて、むしろその率の問題ではないんじゃないか。そうして所得を得るために必要な経費といふことを含んでおるわけでございますから、当然これは額が問題になるのであつて、収入が低ければ、したがつてその率といふものは高くなるというところは、これはもう四十萬元で計算しても十六万円、四〇%という形で、収入を低く見ればパーセントが高くなるというところは当然でございまして、したがつて、この率といふことがむしろ非常に高い率だといふことでなくて、所得を得るための額が問題なんじゃないだろうか、このように考えます。

そこで、時間がないので次に移りますけれども、定率控除の対象の額についてはいま御説明がございましたけれども、四十三年に百萬元であつたものが四十四年には三百萬元に引き上げられ、そしてそれがさらに四十五年度は四百萬元に引き

上げられました。これもわずかの、今度は三年間に三百万円も対象額の範囲が引き上げられたことになりすけれども、この引き上げというものはどこまでエスカレートしていくものなのでしょう。歯どめというようなものは一体どこに置かれ、そうしてそういうものがあるのかないのか、この点について簡単に伺いをいたしておきたいと思ひます。

○細見政府委員 給与所得につきまして概算的な経費を引く給与所得控除は、理屈を厳密に申せば収入金額が幾らになつてもあるのがあるいは筋かもしませんが、しかしそこは社会通念その他からいたしまして、四百万円を定率控除の対象にいたしましてもお高額だという御批判もあるのではありませんから、それらの点を考えながら現実の改正には取り組まなければならぬと思ひます。この四百万円になりまして、御承知のように、三十二年に税率の改正と給与所得控除の大幅拡大を行なつた、例の一千億減税といったときの減税施策でありましたが、このときに給与所得者の大体九八%程度、九七%をカバーするところまで給与所得控除が及んでおつたわけでありす。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕
今回の改正によりましてはばそれに近いところまで戻つたわけでありまして、むしろその意味におきましては、その三十二年から四十五年までの改正の過程において、給与所得控除の適用範囲の拡大がいれば忘れられておつたという点を是正したというふうにお考え願ひたいと思ひます。

○小林(政)委員 大体私、いま給与所得控除の中身の問題についてお伺いをいたしたわけでございますけれども、いままでのいろいろの御答弁を要約いたしますと、給与所得控除というのはいくつの定率、定額があつて、職業上の経費というふうな、そういうものの概算控除というふうな理解してよろしうございすか。

○福田(政)委員 そのとおりでございます。

○小林(政)委員 そこで私一つお伺いをいたしたいのですけれども、百万円の収入金額を得るため

に、利子所得者の場合は元本を銀行等に預けておけば、いろいろ手続はございすけれども、たとえ病気で寝ていてもその収入というものを得ることができるといふわけでも、給与所得者の場合は、病気がかかつて寝てしまえば働くことができない、したがつて収入を得ることができないわけでもございす。収入を百万円得るといふ、このためには、健康を維持し、そうして肉体的、精神的労働を伴うと同時に、額に汗をして働く。したがつて、同じその百万円という収入を得るためには、利子所得者と給与所得者とはおのずから必要な経費というものが違つてくるというふうな考えもすけれども、この点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○細見政府委員 その意味におきまして、利子所得には経費という概念が入つておりませんし、給与所得者には給与所得控除というもので概算的に経費を引く。いまの、所得の稼働者の健康というふうなものにも依存する弾性力の弱さというふうな点も配慮しておるわけでもございす。

○小林(政)委員 そうしますと、私ここでさらにお伺ひしたいのですけれども、税法上の基礎控除あるいは配偶者控除、扶養者控除、いわゆる一般的に人的控除といわれているものは、給与所得者も事業所得者も、あるいはいま例をあげました利子の配当所得者も全く同じ金額でございすね。

○細見政府委員 同様でございす。

○小林(政)委員 そうしますと、給与所得者が給与を得るための必要経費、それと不労所得との差といひますか、これはいま一体どこで見ているかというところが問題になるわけでもすけれども、これは給与所得控除で見ているというふうな理解してよろしいのですか。

○細見政府委員 そのとおりでございす。

○小林(政)委員 いわゆる基礎控除というふうなものは普遍的な控除でございまして、一律に設けられてゐる控除でございすから、その控除額というものはどのような所得であらうと同額になるというところでございすけれども、給与所得者が

所得を得るために必要とする経費といわれるものはすべて給与所得控除というものに含まれてゐるのだ、こういうふうな考えられます。そこで私は、本来勤労者の所得といふものを考えますときは、勤労者がその所得を得るといふことは、単にせびるが何者必要だとか、あるいはくつが一年間にどの程度のものが何足必要であるかとか、あるいはワイシャツが何枚必要だとか、前回の委員会でもいろいろ論議がされておりましたけれども、そういうような職業的な経費といふものも当然必要だといふふうに私は思ひます。けれども、本質的にはせびるやくつやネクタイが所得をかせぐのにはございせんし、勤労所得者の場合にはなま身のからだそのものが病気になれば所得を得ることができないわけですから、なま身のからだそのものが労働にたえ得る健康な肉体と精神と、そして常にそれに必要な知識といふようなものが、これは当然所得を生み出すためには必要なものだ。その健康な肉体と精神が働くことによつて所得そのものを生み出していくという点を考えますと、所得を得るための労働力の再生産費といふものが、当然大きな問題になつてくるのではないだろうか、このように考えております。したがつて、労働力の再生産を確保するために必要な経費といふようなものが、いわゆる生活費と一般にいわれている必要経費と、こういうものが所得控除の中に必要経費として、勤労者の場合には含まれることが当然だといふふうな考えもすけれども、この点について基本的な考え方を伺ひたいと思ひます。

○細見政府委員 健康で毎日を送らなければならぬのは利子によつて所得を得られる方も同じであります。事業をおやりになつておる方も同じであります。勤労者も同じであります。その意味で、この問題は基礎控除のほうで考えるのが筋だと思ひます。

○小林(政)委員 基礎控除の問題も、当然これをもっとも引き上げていって、憲法で保障されている、いわゆる健康で文化的な最低生活を保障

していくということは当然のことだといふふうな考えもすけれども、実際には、不労所得の場合と勤労者の所得を得るといふ点では、くつやせびるだけではなくて、その他の若干の職業上の狭い意味での必要経費ではなくて、やはりもっと本質的な、自分の所得を生み出していく健康な人間といひますか、そのものに再生産費として当然こういうものは要求さるべきだといふふうな考えもすので、ただいまの御答弁、ただ所得ということ

で一律に考えられることは私納得ができません。そしてこの考え方に基づいて、当面いまの給与所得控除のうち、その定額部分に勤労者の性格と引き上げることが必要ではないだろうか、このように考えておりますけれども、この点についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

○細見政府委員 定額控除を引き上げる問題につきましては大臣がたびたびお答えいたしておりましたのでこれに譲りたいと思ひますが、いま申し上げております基礎控除と申しますものは、これは所得に着眼してはなくて、人に着眼いたしまして、利子所得者あるいは年金所得者あるいはそのほかの所得者でありまして、それぞれ生活を維持していかれるためには必要な基礎的な経費を要するだらう、それは基礎控除で見ざるべきものであり、勤労所得者や給与所得者が働かざるを得ない、勤労者の特別な働きを世の中でするにあつて必要経費を給与所得の控除の中に見ていくというの

がいまの所得税のたてまえになつております。

○小林(政)委員 その問題は一応この次にまた、議論の点は譲るといふことになつたしまして、政府はこの二、三年サラリーマン減税といふことで、このことが一番大きな宣伝もされておりますし、一枚看板にいたしておるわけでもございすけれども、これはサラリーマン減税ではなくて二〇%の重役減税ではないだろうか、私はこのような疑問を持つものでございす。これは、給与所得者の中で収入百万円までのものが約八〇%以上を占めておりますけれども、しかし収入九十万円まで

していくといふことは当然のことだといふふうな考えもすけれども、実際には、不労所得の場合と勤労者の所得を得るといふ点では、くつやせびるだけではなくて、その他の若干の職業上の狭い意味での必要経費ではなくて、やはりもっと本質的な、自分の所得を生み出していく健康な人間といひますか、そのものに再生産費として当然こういうものは要求さるべきだといふふうな考えもすので、ただいまの御答弁、ただ所得ということ

で一律に考えられることは私納得ができません。そしてこの考え方に基づいて、当面いまの給与所得控除のうち、その定額部分に勤労者の性格と引き上げることが必要ではないだろうか、このように考えておりますけれども、この点についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

○細見政府委員 定額控除を引き上げる問題につきましては大臣がたびたびお答えいたしておりましたのでこれに譲りたいと思ひますが、いま申し上げております基礎控除と申しますものは、これは所得に着眼してはなくて、人に着眼いたしまして、利子所得者あるいは年金所得者あるいはそのほかの所得者でありまして、それぞれ生活を維持していかれるためには必要な基礎的な経費を要するだらう、それは基礎控除で見ざるべきものであり、勤労所得者や給与所得者が働かざるを得ない、勤労者の特別な働きを世の中でするにあつて必要経費を給与所得の控除の中に見ていくというの

がいまの所得税のたてまえになつております。

○小林(政)委員 その問題は一応この次にまた、議論の点は譲るといふことになつたしまして、政府はこの二、三年サラリーマン減税といふことで、このことが一番大きな宣伝もされておりますし、一枚看板にいたしておるわけでもございすけれども、これはサラリーマン減税ではなくて二〇%の重役減税ではないだろうか、私はこのような疑問を持つものでございす。これは、給与所得者の中で収入百万円までのものが約八〇%以上を占めておりますけれども、しかし収入九十万円まで

の層は給与所得控除が今回も一円も上がらない。そうして三百万、四百万という、給与所得者の中でもごく一%か二%にしか当たらない、こういう層を対象にして大きな減税を行なったものでございまして、約八〇%近くを占めるサラリーマンは三年間そのまま据え置かれておるというような状態のもので、これではサラリーマン減税は存在しなかったのではないかと。ごく少数の、それこそ重役減税というようなものを行なわれたのではないかと、このように考えるわけでございますが、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○細見政府委員 たびたび申し上げておりますように、今回の減税は、規模といたしましては三千五十億に及ぶかつてない規模のものであります。しかもこの所得税の減税の八割の部分はいわゆる勤労者の方々に及ぶわけであります、その意味におきまして、私どもは決して一部のみに片寄った減税でなく、せつかく政府の税制調査会が総合的に、全般的な立場で日本の当面の所得税として一番望ましいという姿を答申いたしましたもので、いわば全面的に意識していたしたものでありますので、現在におきます税制改正としては望ましい姿が実現できた、かように考えております。

○小林(政)委員 確かに人的控除あるいはその他の控除等によつて一般的な減税というようないことが行なわれておりますけれども、しかし八〇%近くのサラリーマン、九十万、百万のこの層が減税の恩恵に浴さないで、給与所得者全体の中で占めるごく少数の一、二%の層が大幅な減税の恩恵ということになれば、確かに基礎控除その他においては若干減税になっておりますけれども、サラリーマン減税ということに限って考えれば、そのようなことが言えるのではないかと。いうふうに私は考えます。特に一般勤労者、こういう層に対しては、憲法で保障されている最低の文化的な生活が保障されなければならない、こういう立場から、私どももいたしましては基礎控除並びに配偶者控除といふものはそれぞれ四十五万円、そして扶養控除は一人について二十万円、夫婦子供三人

で最低百三十万、このくらいなければ、現在の物価上昇の中で、教育の問題あるいはその他住宅の問題、さまざまな問題が含まれていの中で最低生活を保つことはきつめて困難だといふふうな考え、これを免しても要求してまいりましたけれども、この点について大臣の所見を伺ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○福田國務大臣 たいへん減税減税といふお話がございましてすが、いま日本の国民の税負担といふものは諸外国に比べると非常に低いのです。先進諸国では大体三〇%前後の租税負担率、所得があればその三〇%を中央、地方を通じての税として負担をし、そして国家経営といふことでありますが、わが国においてはそれが一八%非常に低いわけです。ただ、低いが、その低い日本の税制の中で多少、諸外国に比べてあるいは直接税といふ形が多いかもしれません。そういうようなことから、サラリーマン減税とか課税最低限を引き上げるとか、いろいろお話がありますが、しかし税負担としてはそう高い国柄じゃないのです。一挙に課税最低限を百三十万円に、あるいは百五十万円に引き上げるべしというふうな勇ましい議論、これは議論としては、また議論の気持ちにはわかりますけれども、現実の政治をやっていくという見地から見ますとなかなかそういうわけにもまいりません。今後は社会資本の充実、つまり道路を整えなければならぬ、上水道、下水道あるいは港をつくらなければならぬ、あるいは新幹線もつくらなければならぬ、そういうことを考えればならぬという傾向にあるわけであります。その間において国民に最もなじまれるところの税制はいかん、こういう角度から今後の税制は考えなければならぬといふふうな考えをおるわけでありすが、私は直接税が間接税に比べて比重が大き過ぎるという点に配意いたしまして、これからさういふふうな点に金がかかってくる、そのかかつてくる財源は直接税にこれを求めないで、特に所得税にこれを求めないで、何かいい間接税と

いうものが考えられないかというふうな考えを持っておるのです。小林さんがおっしゃるやうに、税なしで国家経営といふことはできないわけでありまして、みんなして気持ちよく税を出し合つて、そして住みよい環境をつくつていくといふことに努力をしていかなければならぬと思ひます。

○小林(政)委員 ちよつと一言だけ。ますます財政規模が大きくなつていく、したがつて税負担といふものはこれからもつと上げていかなければならないといふことですけれども、私、租税の原則の応能主義といひますか、こういう立場からいけば、むしろ特別措置等で措置されているものこそ一刻も早く解決して、そして一般的な大衆的な負担はこれを下げていくべきではないか、このやうなことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○毛利委員長 次回は、明九日木曜日、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十六分散会